

第77回 佐用町議会〔定例〕会議録（第3日）

平成29年6月9日（金曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
	書記	高橋真弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	久保正彦	税務課長	安東文裕
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	大永克司
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	加藤逸生
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	阿山安秀	三日月支所長	船引和範
	会計課長	高見寛治	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	服部憲靖		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（岡本安夫君） おはようございます。昨日に引き続き、おそろいでご出席を賜りまことに御苦労さまです。

梅雨入りした途端に、今日は晴天ということで、いきなり梅雨の中休みが来たなという感じですよ。

昨日も申し上げたのですけれども、6月からエコスタイルの完全移行ということで、議員及び町長以下全員ノーネクタイで臨んでいることをお伝えしておきます。

それでは、座って失礼します。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守いただくようお願いいたします。

直ちに日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（岡本安夫君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名します。

まず、初めに4番、廣利一志君の発言を許可します。

〔4番 廣利一志君 登壇〕

4番（廣利一志君） 皆さん、おはようございます。4番議席、廣利でございます。

県の太陽光施設条例についての見解を問うということで、この席から質問を、まず、させていただきます。

景観・眺望の阻害、土地の形質変更に伴う防災機能の低下、設置計画の近隣への説明不足、太陽光パネルの反射光による住環境の悪化などの背景、県民の声を受け、今回施行予定、7月1日ですけれども、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例が都道府県では初めて制定されました。

この条例の意義について町長の見解を、5項目について、まず、問うてまいりたいと思います。

①点目、この条例の中で、事業区域の面積が5,000平方メートル以上の太陽光発電施設の設置工事等について適用であるが、知事は、関係市町の意見を聞いて面積の下限を1,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満の範囲内で別途指定可能とあるが、町長の見解をお聞きします。

②点目、平福の景観を守るために、この条例の積極的な意味についての地域の皆さんに周知と積極的な取り組みが必要だと思っておりますが、町長の見解をお聞きします。

③点目、佐用ゴルフ場内でのメガソーラー事業について、さまざまな被害報告、防災機能の低下についての関係自治会の住民の皆さんの声は町長に届いていますでしょうか。

県が発発許可をしたから、町は知りませんとの対応は改めるべきではないでしょうか。

④点目、この条例の意義の1つ、既存施設に対する条例の適用について、さらに町としては、既存施設からの報告のみならず、積極的な対応を検討すべきではないでしょうか。

⑤点目、事業廃止時の廃材撤去についての届け出、近隣への説明会、罰則等についての町長の見解をお聞きます。

以上、関連質問は、所定の席からとさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めて、おはようございます。

本日も4名の議員からの一般質問をお受けすることとなっております。それぞれ、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初の廣利議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

県の太陽光施設条例についての見解を問うということですが、県では、太陽光発電施設等が景観・居住環境、その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設等の設置等に関して必要な事項を定めることにより、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り、もって良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的に、平成29年3月に太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例が制定をされました。

これまで、太陽光発電施設の設置についてのそうした条例はなく、今回の条例制定により、太陽光発電施設等の事業区域面積が5,000平方メートル以上の施設を設置しようとする時は、太陽光発電施設等の設置等に関する計画書を知事に届けなければならないとされました。

ご質問1点目の事業区域面積の5,000平方メートル以上の太陽光発電施設等の設置工事等について適用であるが、関係市町の意見を聞いて面積の下限を1,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満の範囲内で別途、指定可能であるが、町長の見解はというご質問についてでございますが、太陽光発電施設の設置については、これまで対応する法規制がなく、佐用町においても企業によって、大規模な施設の設置や、個人が空地や休耕田を利用して、収益事業として設置されている太陽光発電施設が点在をいたしております。

本条例では、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り、第7条で、届出面積を5,000平方メートル以上と定め、第16条で特例として、知事は、地域の特性を踏まえ、地域環境との調和を特に図る必要があると認める区域について、関係市町長の意見を聞いて、事業区域の面積の下限を1,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の範囲内において別に規則で定めることができることとなっております。

先日も、各市町の意向調査として照会がございまして、県内の動向を見ますと、三田市、たつの市、朝来市においては、全域を1,000平方メートルの下限を設けたいとの意向でございますが、他市町においては、ほとんどの市町が、そうした意向はないとの報告を聞いております。

佐用町におきましても下限を設けた場合には、その申請、届け出について全ての事務を町で行うこととなります。専門的な内容の審査が必要になるなど、課題が多いものと考えられますので、関係課で十分これを検討するように指示をしております。

また、近隣市町の動向も見ながら、その下限について対応を決めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、2点目の平福の景観を守るために、地域の皆さんへの周知と積極的な取り組みが必要だと思うが、町長の見解はということですが、ご承知のとおり平福地

域につきましては、昭和 58 年に佐用町歴史的環境保存条例を制定し、地域の皆さんの熱意とご協力をいただきながら、町家や川座敷・土蔵群等の歴史的資産を修景し、可能な限り良好な歴史的環境の維持・保全に努めてきたところでございます。

一方で、家屋等の老朽化が進行すると同時に、人々の生活様式も多様化し、既存の建築物の建てかえや改修が必要になってくる中で、現代の生活様式を満たしながらも、歴史的環境や景観を維持・保全をしていくということは大変難しいテーマであり、地域住民の皆さんも非常に葛藤のあったところだと考えております。

結果、残念ながら歴史的景観にそぐわない建築物等も散見されるとともに、相当程度の規模の太陽光発電施設が既に設置をされている状況でございます。

佐用町歴史的環境保存条例では、歴史的環境区域において建築物やその他の工作物の新築、改築、増築及び撤去の行為をしようとする時は、町長に行為の届け出をする必要があることを定めており、これまでも同条例に基づく行為者との協議を行ってまいりましたが、同条例には強制力ということはなく、残念ながらそうした協議の結果、ご協力をいただけなかったというケースもございます。

また、今回の県の太陽光条例につきましても、施設や設備に関する一定基準はあるものの、景観を基準として設置を中止をさせる強制力というものはございません。

ご承知のとおり、町は利神城跡と御殿屋敷跡地の国史跡指定を目指しており、特に将来的に利神城跡から宿場町平福を上から見渡せるようになった際に、太陽光発電施設が町並みの中に散見される状況は、歴史的環境にそぐわないものであることは言うまでもありません。

今年度、県及び町と平福地域づくり協議会では、利神城跡と御殿屋敷跡地の国史跡指定への機運の高まりを契機に、今一度、地域住民への景観に対する意識を啓発するためのイベントや、勉強会の開催を予定をいたしております。県の太陽光条例の制定という契機も含め、これまで以上に歴史的環境の維持・保全への意識の醸成を、地域の皆さんとともに行ってまいりたいと考えております。

3点目の佐用ゴルフ場内でのメガソーラー事業について、被害報告、防災機能の低下についての関係自治会の住民の皆さんの声は、私に届いているか。また、県が開発許可をしたから、町は知りませんという対応は改めるべきではないかというご質問でございますが、私も、この太陽光発電の施設が建設をされる当初に現場も見ており、その状況から早く防災施設をつくっていただかなければならない。調整池等を早く設置をしていただかなければ土砂の流出というものが非常に災害を起こすのではないかと懸念をし、そうした構造物を設置するよう県に指導していただくように要請したところであります。

その後、関係自治会の住民から、そうした被害等の報告、また、要望について、町としても県が当然、許認可権は持っておりますけれども、町職員も一緒に立ち会い、また、私にも報告を受けておりました、町が、県が許認可権を持っているから、町は知りませんという対応をしたことはないというふうに思っております。どのようなことで、町は知りませんというようなことを、そういう廣利議員のほうが、そういうふうに見られた点については、どういうことがあったのか、また、お聞かせいただきたいと思っております。

そういう中で、昨年9月に地元住民の方より、林内路網整備事業で整備した作業道の荒廃状況について現場確認の要望があり翌10月に光都農林森林第2課と地元自治会及び町の農林振興課において現場を確認をいたしております。

現場は、太陽光設備の造成工事が施工されており、土地の形状が変更されていたため、今後県において開発業者に対して、不適切な状況の改善等を指導することとされました。

その後、今年度の2月に県、地元、業者及び町で再度現場において立会い現場確認をしたところ、作業道の状況は、10月の状況から大きな変化はありませんでしたが、作業道終点

から奥の盛土法面に仮設土砂止めが設置されていることを確認をし、現場で業者からも造成面からの排水も流入しないよう排水路の整備を行っているとの説明があったということ
で報告を受けております。

私も、こういった経過についても、そうした逐次その報告を受けておりました、現在、
県においては、業者から、復旧計画書が提出をされ、作業道の復旧作業中であり事業者から
地元への説明も行われているとの報告を受けております。

以上、この点についての答弁とさせていただきます。

次に、4点目の既存施設に対する条例の適用について、町として報告のみならず、積極
的な対応を検討すべきではということについてでございますが、ご質問にありますように
既存施設に対する条例の適用につきましては、第12条による報告の徴収で「知事は、こ
の条例の施行に関し必要があると認めるときは、設置者又は管理者に対し、太陽光発電施
設の設置等に関して報告を求めることができる」とされておりますが、本条例の施設基準
への適合義務はないため、特に周辺への影響が大きなものなどへの助言等については、県
と協力して限定的に取り扱うこととなりますが、規制、強制力はないため対応は非常に難
しいと考えられます。

しかし、既存施設の増設工事を行う場合は、工作物の増設で、工作物の水平投影面積が
増設前の1.2倍以上となるものなど、3つの要件かつ既存施設を含めた事業区域が5,000
平方メートル以上となるものに限り、事業計画等の届け出が必要となりますので、こうい
った場合は当然、指導なり規制の対象となるというふうに考えております。

最後の5点目で、事業廃止時の廃材撤去についての届け出、近隣への説明会、罰則等につ
いてでございますが、廃止の届け出につきましては、第11条で、設置者又は管理者は、
太陽光発電施設等を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、そ
の旨を知事に届けなければならないとなっております、事業計画届書に添付する書類の中に、
廃止後において行う措置に関する計画の概要を明記してもらい、廃止届には計画図面、写
真等を添付していただくようになっております。

廃材撤去についての届け出につきましては、条例の技術マニュアルで、太陽光発電施設
の廃止後において行う措置に関する事項、施設の廃止後は、設置者又は管理者の責任にお
いて、「工作物を速やかに撤去すること」「工作物の撤去により生じた廃棄物について、廃
棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い、適正に行うこと」「事業区域であ
った土地について、修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと」とされ
ていますので廃材撤去についての届け出は必要ないと考えております。

廃止における近隣への説明会等についても条例、規則等において規定がなく必要なしと
解釈しております。

また、罰則等については、虚偽の届け出、無届けの場合であり、第13条に基づき、指
導・助言等を行い、それでも従わない場合は、第14条に基づき、勧告・公表を行うこと
により特に罰則等は、この条例の中にはありません。

以上、それぞれのご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 事業区域の面積については、町長の答弁ありましたように、朝来、
三田含めて3市が下限を1,000平方メートル以上ということなのですけれども、まだ、佐
用町の場合は検討中ということなのですけれども、今回のその県の条例の意義、あるいは

今の佐用町の太陽光パネルの設置の状況等々から考えると、これは3市、朝来、三田と同じような形の1,000平方メートル以上という形が必要なのではないかなと思いますけれども、再度お聞きをします。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 県が、全国に先がけてということですがけれども、実質、かなり太陽光発電施設が既に設置をされたような状況の中で、現在、ある意味では、私は、少し遅い状況の中で、こういう後になって条例が制定をされる。これは、県内、ある程度、あっちこっちでそうした地域住民とのトラブルも起きて、県としても何らかの対処をしなきゃいけないということで作られた条例であります。

ただ、その条例の中身、これを見ますと、要するに届け出あって、その届け出をするのに必要な添付される書類の中に、設置をするために近隣との協議ということが義務づけられている。これは、それがあがるかということですね。そうした、いわゆる行政指導で、これによって許可をするとか、認可するというようなものではないということで、ただ、届け出をきちっと必要な書類をそろえて届け出をなささいということだということに聞いております。

ただ、そういう中で、一番大事なのが、その施設が近隣に対して、そうした被害、影響があるかどうかというような審査、こういうことが、じゃ、どう技術的に判断するのか。これは、なかなか難しいのですよね。だから、最終的には、その近隣住民とのトラブルがあるかないか、同意がされているかどうか。このことが、一応、この条例の大きな1つのポイントではないかなというふうに見ます。

そして、それが県としては5,000平方メートル以上ということの規定しておりますので、その中で、各市町からの申し出があれば、1,000平方メートル以上まで下限を下げて、その規則の中に入れますということになります。

ですから、佐用町においても、その事務を全部町がしなきゃいけないということになります。

一番、私が、今、担当課のほうに指示しているのは、やはり1,000平方メートルということは1反です。町内には、そんなに大きな物は、企業がやっているのと、私どもがやっている太陽光以外には、個人でできているところというのは、そんなに大きなものはないのですけれども、それでも、そうした家の近くに太陽光発電が設置されているという中で、今後、買い取り価格も非常に安くなりましたから、そうした大きな物が設置されるかどうかというのは、私は、非常に疑問なのですけれども、もしあった場合に、そうした届け出を受けて、どのような指導、行政指導ですね、技術的な指導を町がしなければならないのか。それが、いわゆる中身を、届け出あった以上、はい、届け出終わりましたでは、基本的には済まないんだと思うのですね。

ですから、それに対する行政指導をするための技術審査、それが、どういうことが項目があって、どの程度の専門的な知識が要するのか。それが、町ができるのか。そういうことを、よく勉強するようにということを、今現在、指示しているところです。

そういうことで、それほど、難しいと言いますか、技術的な専門的な知識が必要ではない。近隣との同意と、これも最終的に必要ということ、絶対必要ということではなくって、協議がされているかどうかということなので、もし、されていなければ、それは、ちゃんと近隣に説明をして、同意をしてきてくださいという指導ですね。そういうことであれば、

町としても 1,000 平方メートルの下限というものを下げて対応しても、私はいいのではないかなというふうには思っています。

その点、もう少し技術的な面で、担当課、これどうしても建築基準法等とは、全く関係ないのですけれども、担当するとすれば建設課、建築基準の法に基づく届け出、建設課が受けておりますから、そういうところの担当課として、この業務をしなければならないのかなというふうには思っているわけですが、現在、そういう状況です。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 県内では、独自に条例をつくるという動きもあるようですし、県の考え方が、結局、関係市町と相談しながら下限面積を 1,000 平方メートル以上という形、さらに、その地域、市町の実情というのは、やっぱりそれぞれ、市町において違うというふうに思うのですね。

それは、例えば、後ほど触れますけれども、平福の場合は、景観条例で守られているところだと。あるいは、それもまた、後で触れますけれども、防災上やっぱり問題が出てくるようなところについては、この下限面積と同様の形で、県との佐用町の独自の考え方というか、そういうものを、やっぱり反映をさせていくという形が必要なのではないかな。

だから、下限面積のところについては、1,000 平方メートル以上、あるいは、景観の問題とか防災の問題なんかも、再度やっぱり考えて、これが例えば、強制力を持たせる方法を、やっぱり町としても考えるべきでないかなというふうに思うのです。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 特別な事情、状況が、当然、町としてほかと比べて、そうした町独自の条例、そして強制力を持つようなものまで、これが必要かどうか。これ、必要であるということであれば、相当それに対して、必要であるという理由をしっかりと、これをきちっと整理しなきゃならないということでもあります。

太陽光発電の中で、防災面ということ、今、言われましたけれども、実際、山林なんかを開発して、今、かなり大規模なものを、いまだにやっているところがあります。

そういう面でもありますけれども、通常、田んぼや畑というのになれば、そういう大きな構造物をつくるわけではないので、そうした面での規制というのは、なかなか、これは町として独自につくるということは、これは私は、難しいと思いますし、ある意味では必要ないと思います。

それから、これは県が初めて、これも全国に先がけて、こうしてつくったという中で、県と一緒にそうした県の条例の中で、町としても当然、適用を受けて、指導をしていくということで、町独自に、こうしたものをつくるという状況に、私はないと思います。

と言うのは、これから、これがますます広がって、たくさんの物が設置されるようであれば、また、それが非常に問題を起こすような状況が生まれる、懸念されるのであれば、そういうことも考えなければならないと思いますけれども、既に、もう 21 円という買取価格になります。以前の半分です。個人の方々がされるような小さな物についても、あま

り意欲がなくなって、今のところは、既にかなりできて、それ以上にどんどんと、今、できているところというのは、以前の42円なんかで、そのまま権利が残っているところが、今、現在やっているようですけれども、そういう物が、佐用町内には、特に、今のところは無いということもありますので、独自の条例をつくるという考えは、私は持っておりません。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 平福の景観の件に移りますけれども、町長が、先ほどの答弁で、景観についての中止を求める条例の明記はないというふうにおっしゃいましたけれども、この背景、条例ができた背景という、あるいは目的のところは4点ありまして、まず1点目は、これは景観・眺望の阻害です。それから、太陽光パネルの反射光による住環境の悪化。土地の形質変更に伴う防災機能の低下。それから、設置計画の近隣への説明不足と、で、そもそも、第1条に、この条例は、太陽光発電施設等が景観云々とう、書いてありまして、その目的、背景を踏まえながら、やっぱり明記もされております。

さらにさらに言えば、前から私は、平福の景観の件については、条例があるのにもかかわらず、この平福の景観を阻害する太陽光パネルが、やっぱり集中しているという状況については、独自でやっぱり条例をつくるべきだという話をしてございましたけれども、今回、県の条例が、こういう形でできたわけですから、これはやっぱり、平福の皆さんと協力しながら、この景観を守るという形の取り組みというのが、さらに必要なのではないかなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私が、先ほど、お答えさせていただきましてのは、景観を基準として、設置を中止をさせる強制力はありませんという答弁をさせていただいたと思います。

当然、その届け出の中で、協議の中で、景観について阻害をする。そういう物については、これを排除してくださいという、いわゆる指導ということは、当然ありますし、できますし、それから特に、平福の場合には、そうした歴史的環境保存の、そうした町独自の条例、それに基づいて、話し合いをしていく、協議、指導をしていくということでありませぬ。

それは、歴史的環境保存条例というのは、いわゆる建物そのものを保存するという以上に、この平福の歴史的環境保存条例というのは、景観ということについて、指導をして、既定をしているわけです。

ただ、これについても、先ほど、どちらにしても、県の条例にしても、私どもの条例にしても、当然、それを地域の方々が、そのことを、自らつくろうという機運の中でつくった条例です。ですから、皆さんで守っていただかないと、これは、なかなか、行政、条例があるから、強制力を持って、中止をさせる。それを停止するということができないということ。このことが、一方にはあるわけですね。

ですから、そういう点において、先ほど、答弁もさせていただきましたけれども、平福においては、新たに、改めて利神城跡が国指定を、もうこの6月には、そうした指定がさ

れるだろうという状況もあります。

その後、改めて、地域の皆さんに平福のそうした歴史的な史跡、また、景観、このことを、もう一度、みんなで守っていこうという、昭和 58 年にこの条例つくっているんですけども、そういう点に、もう一度原点に戻っていただくような取り組みをしなければならぬと、そういうふうにいるわけなんです。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 改めてになりますけれども、平福の現状について、再度、町長の認識を伺いたいというふうにするのでありますが、総合計画の中では、佐用の資産と位置づけられ、さらに磨きをかけるというのが、幾つかある中の平福が取り上げられております。

それで、さらには、今も触れておりますように、町の条例で町並み景観を守ろうという形もしております。

それで、そこにやっぱり太陽光パネル、発電施設が集中しているという現状、町長は、地域の皆さんが自ら守るといふ形を言われたわけですが、町長自身の要するに現状認識というのを再度お聞きして、次の質問を、ちょっとまたしたいというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 先ほども答弁しましたように、現状認識としては、私も、この平福のこの景観条例、歴史的環境保存条例、私が、担当して、当時の地域の皆さんと一緒に担当の 1 人としてつくった条例です。

その後、皆さんの協力の中、また、地域のそうした思いを受けて、町としても毎年多くの財源も投入しながら、ああして件数として 100 何十軒の建物の修景等に取り組んできました。

しかし、その間でも、なかなかやっぱり、そうしたみんなが、全部が同じ思いで、そういう景観条例に則した建物、また、景観を配慮した設計、これには、なかなか全ての方が協力をしていただけない点もあったわけです。

ですから、どうしても新しい時代、特に若い人たちが、今の時代に合ったような建物もつくられておりますし、その中であつても少しでも色とか、そういう瓦に赤い瓦を使わずにとか、せめて、そういう屋根の材料、また、壁、そういうところについては、景観に配慮した色にさせていただきたいとか、そういうことをお願いして、これまで進めてきたというところで、なかなか全てが十分にできてきたわけではありません。

そういう中で、こうした太陽光というものが、新たに、当時はなかったわけですが、それも生まれて、空き地の利用、それは個人の方々にとって、そうした空き地を活用した、やはり、この収益を上げたい。この希望については、これを景観のためにだめですよということは、これはなかなか言えないと思います。

それは、自ら景観のためには、こういう物があるから、やめておこうというふうには、それぞれの町民の皆さん、地域の皆さんの個人一人一人が、そういうふうには思っていないとできないことです。

ですから、ただ平福に集中ということですが、確かに、平福にも、そうした点在于しておりますけれども、これは平福だけじゃない。あちこちできております。

ただ、今後、特に史跡に指定された中に、逆に、そういう物ができてしまうと、それは一番困ります。その中で、今回、史跡を改めて指定を受けると。そういうことも国指定の史跡の指定を受けるということは、その地域、区域の中においては、そうした行為というのは、今度は、これはもう大きく法的にも規制がされるということですから、それは守られるというふうに思っております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 自らが、地域の皆さんが、景観についても、それから、利神城の国指定という形に合わせて、例えば、放棄田の問題とか、空き家の問題とか取り組んでいく。自らやっていくということについて、結局、自らが実はできなくなっているのではないかなど、そういう現状を、実は、我々は知る必要あるのではないかな。

だから、これは何かの話とよく似ております。実は、高年クラブが幾つもなくなくなっている。それで、どうしてかと言うと、やっぱりいろんな役ができなくなっている。平福の現状は、例えば、久崎とか平福というのは、昨日も話が出ておりましたように、人口の減少率は、やっぱり佐用町の中でも大きいところです。そうすると、自ら守るといふところの担い手が、やっぱり少なくなってきた。その現状を、まず知るべきではないかなど。

そしたら、我々は、議会も含めて平福を、佐用の資産であるとしたわけですから、さらに磨きをかけるというふうにしたわけですから、ここは、選択と集中と、我々は選択したわけですから、あとはこの集中をいかにさせていくかというところが、実は、今、必要なのではないかな。だから、それを、やっぱり地域の皆さんに、自ら守るといふ形ではなくて、町長のリーダーシップが、ここは必要なのではないかなというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、廣利議員がおっしゃったこと、このことは、私たち十分、当時から、58年の時から自ら、何も地域の方だけに全てやってくださいということではない。

地域の方が、もうできなくなってきた。だから、そこには行政の支援が要る。そういうことで、平福に、ある意味では、私とは、旧町の時から集中して、ああした修景に、個人の財産に本来、なかなか個人の住まわれている家、塀、財産に、公費を入れて補助をするということは、非常にある意味では、ほかの住民から見れば、屋根をふきかえるのに、普通であれば、自分の家、全部、個人が負担をしなきゃいけない。平福に、たまたまあるから、そうした工事をして何百万円というお金が補助されると、こういうこと、これは、平福の景観というものに対して、歴史的環境として、地域の方々も、これをみんなで協力して保存していこうと。景観を、これを守っていこうと、そういう気持ち、思いが、熱意の中で条例をつくり、町としても、そこに集中して、ずっと取り組んできたということ、今、先ほど、経過も説明をさせていただいたところです。

ですから、地域の皆さんだけでやってくださいということではない。

一方では、町としても、そうした条例をつくり、制度をつくり、そして今回も利神城跡、

こういうものも改めて、もう一度、国の支援も受けれるような、また、将来に向けて計画をつくっていかうということをやっているわけであります。そのことは、十分ご理解いただきたいと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 選択と集中というところでは、私は、先ほども話しましたように、議会も同意し、これは佐用町の資産なんだというところでは、これは、同意をしているわけですし、平福以外の町民の皆さんの理解も、私は得られると、得ないといけないというふうに思うのですね。

それは、三日月の方の理解も必ず得られるだろうと。三河の方の協力も得られるだろうと。上月の皆さんの力も借りないといけない。だから、その意味で、やっぱり平福だけの皆さんのというところではなくて、やっぱりこれは、幾つかある資産の中の1つで、やっぱりトップに位置するところですから、今の現状は、平福の皆さんは放棄田がある。空き地がある。空き家が増えている。そこを、手をこまねいて、そこが結局、6カ所も太陽光パネルができていくという現状になってしまっている。歯がゆい思いをされているのではないかなというところがあります。

再度、そこは我々も力を入れながら、やっぱりもう一度、ここに集中するというところを、時間もお金もかけていく必要があるのではないかなというふうに思います。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 同じ答弁になってしまいますけども、どこまでそれを、いろいろな予算を投入するのか。また、規制をするのか。これは、ここに皆さん、住んでおられるわけです。やっぱり、少なくとも町行政が地域の皆さんにお任せだけではなくて、行政として、いわゆる、ここは佐用町において非常に大切な、佐用町の中の資産なんだと。ですから町が皆さんの同意の中で、議会も認めていただいて条例をつくって、これは個人の生活、それぞれの権利、そういうものを規制してまでも、ここまで規制してでも、こういうふうに守っていきますよということを、やっぱり、どこまでやるか。やれるか。これは非常に難しいですよ。

難しいというのは、個人の権利。やっぱり個人の皆さんが持ってられる、そうしたものを行政が規制していくというのは、制限していくというのは、これは、いわゆるもっと上の個人の権利、憲法にまでなってしまう。そこまで話が行ってしまう話なので、ですから、これは、地域の皆さんと一緒に話し合って、みんなで協力をしようという、そういう皆さんの合意の中で、平福地域に対して、こうした今、法的な規制はできなくても、みんなで守りましょうという1つの努力目標的な条例をつくって、これまでもう既に30何年、ずっとやってきたという歴史があるわけです。

ですから、そこには、先ほど言いましたように、相当の他にほかにはない、当然、大きなお金も投入をしております。

個人だけではなくて、平福の景観ということで、あつた時代に合ったものもつくらな

きやいけない。でも、その中には、景観を配慮しながら智頭急行のああした駅舎作りしましたし、また、道の駅なんかについても、かなりそういうことを考慮した中で、考えてきましたし、それから、ああした街灯なんかについても皆さんと一緒に考えたり、いろいろと町としても行政と一緒にやってきたということで、これからも、そういうスタンスと言いますか、考え方というのは、変わらないというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） ぜひ、選択と集中のところ、景観を守ると。県の条例でカバーできないというか、いうふうなところについては、やっぱり、ぜひこれは、ソフトの面で何とか景観を守る取り組みが、平福の住民の皆さんの、そういう動きをバックアップできないかなというところを、これは、我々も含めて、やっぱり考えていく必要があるのではないかなというふうに思います。

次に、佐用ゴルフ場内のメガソーラー事業についてなのですが、被害の状況については、幾つかあります。調整池ができた、3年前でしたか、できた。大山谷川、佐用坂の佐用側ですね、それが、できたわけですが、私、歴代の佐用の上町の自治会長の皆さんに聞いたら、やっぱりそれは、それでまた、不安なところがある。赤茶けた水が、また、出ているという話もあります。

さらに、今、問題なのは、佐用坂の東側、下徳久側です。県の光都農林が、今、改修、指導しているのが、AからFという地点が6カ所あります。

それで、大山谷川は、それ以外の一応、県としては終わったというところですから、終わっていないのがAからFというところで、Fというのが、佐用坂の東側おり口の、ちょっと記憶が定かじゃないのですが、明生建設というのが、途中にあったと思うのですが、あそこの流域が、5月31日までに改修しなさいと。土砂の流出と土管が埋もれている。それは、光都農林は、5月31日までに終わったという確認をしたそうです。

それで、それも一応終わったわけですが、問題はありますけれども、要は、AからEというところが、今度、佐用坂の東側、トンネルの東側、要するに下徳久側、太田井、あるいは、重近というところが、実は5カ所もあると。改修ポイントがあるということと、被害のところについては、先ほどの赤茶けた水が出ている。それは、佐用上町です。

それから、明生建設のところも同様の形が、これからまだ予測もされます。

さらに、下徳久側に行きますと、ため池があるので、そこがやっぱり濁ることもある。

そういうこと、それからさらに、これ重大なのですが、山の所有者3名の方の山がなくなっている。要するに、佐用ゴルフ側と県との境界についての見解が違うということで、3名の方の山がなくなっている。名前もこれはわかっておるので、そういうことが現実に幾つか出ております。

このあたりは、立ち会いもされていると。町職員が立ち会いもしている。あるいは町長のところにも、その結果については入っているということなので、この状況については、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） いろいろと問題点があるというご指摘なのですが、まずちょっと、そのお答えをする前に、町は知りませんという対応を改めるべきではないかという、この点は、私は、ちょっと聞かせていただかないと、そういう知りませんということ、私は言っていないし、担当者のほうも、そうして立会いもして、一緒に自治会長とも話もさせていただいたり、現地もしていますので、その点だけ、ちょっと先にお願いします。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） それは、ちょっと私、名誉のためと思いますけれども、私4月12日に副町長に、その旨を申し入れをしました。アポイントとりまして、で、これは、どういう判断かということ、県の開発行為だから、県に任せると。だから、これは自治会の皆さんは、佐用上町で対応したらいいと。あるいは、下徳久の自治会で対応したらいいと。もう、このレベルを超えてしまっている。だから、やっぱり町が、ここはリーダーシップ発揮すべきじゃないかと。その旨を話したのですけれども、そういう対応でしたから、私は、今回、こういう形で知りませんと、対応をすべきだと。対応を改めるべきだと。

〔町長「副長、それは名誉のことですから、副長」と呼ぶ〕

議長（岡本安夫君） 副町長。

副町長（坪内頼男君） 確かに廣利議員のほうから問い合わせということで、これだけではないかと思うのですけれども、ほかの太陽光についてのお話もありました中で、この件について、町のほうは町長まで話が行っているのかというお話の問いかけがありました。

それについては、報告と、担当者立会いしたという報告は町長まで上がっているということはお話したと思います。

それで、そこで私がお話したのは、その件については、県と、それから業者と地元の方で調整されているという報告で上がっているということをお話したということで、町として、ほな、そのことについて、それだからいいとか、そういう話は、私はしていないというように思っています。

町長（庵途典章君） はい、わかりました。

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それぞれとり方で、言い方のニュアンスで、そういうふうにとられたということなのですが、私のほうは、町としても、当然こうした以前から泥水も出ていましたし、地域に土砂が流れて荒廃溪流として事業もやっておりますし、少なくともこういう問題が起きた時には、町としても県が許認可権のある件であっても、町の担当者のほうも一緒に地域の皆さんの話を聞いて、その解決に向けて取り組んでいくという、こういう点については、何ら変わりませんので、以前から、そういう考え方で対応をさせていただくということ、これはご理解いただきたいと思います。

この佐用ゴルフ場、今、シャチ殖産でしたか、会社が持っていますけれども、太陽光の事

業を、パネル設置し始めた時に、一番最初に、私も造成工事といいますか、山の肌を削って造成された時に、現地を見て、これをこのまま放置すれば、大雨の時に土砂が、下に、下流にどんどん流れて、佐用坂のほうまで、道のほうまで押し流すようなことが、危険性が高い。ですから、まず、この造成工事をする前に必要な調整池、土砂どめ、そういう物を早く設置していただかないと危ない。このことを県に指導してくださいということ、申し入れたわけです。

その後、そうした調整池のほうは、建設がされて、何年か前に、それができました。

ただ、その後、ずっと雨のたびに、非常に赤茶けた泥水が大山谷川に出てくると、こういう状況の中で、そうした泥水が出てこないような対策、これは、地域からも当然お話があって、県のほうからも指導をいただいて、この許可のほうについては、非常に昔、昭和50年以前ぐらいに、佐用ゴルフが開発される時に、全体の開発計画として開発許可はとっておられる。ただ、その後、その時の開発許可というのは、当然ここは別荘地をつくるということでの許可だったというふうに聞いております。

そうした許可をされていくという中で、みなし許可いう中で、県としても山林を削ってするということで、県の農林のほうで林地開発のほうで指導をされるということでありました。

それで、私が、当然、当時確認した時には、水のほうは、全部その大山谷、旧佐用側のほうへ、流れてくるような分水嶺ですね、から見れば、そういうところで事業がされるというふうに、私は、自分なりに、だいたい見ておった。そういう理解しておったのですけれども、その後、旧南光側のほうへも水が流れていると。これについては、工事が山のちょうど頂上ですね、分水嶺のところを削って、変更になってしまっているというところがあったようです。まあまあ、そういう中で、大山谷の泥水については、調整池の構造が十分に沈殿をさせるというところが十分に機能していないような状況で、これも県の管理課のほうで指導をされて、その対策をしたと。

最近、私も注意して見ているのですけれども、以前のような泥水は、そういう対策で最近はおさまっているのかなと、地元の自治会長さんも、そういう意味で、今のところ、そういうことの対策で、ある程度、そういう効果がしっかり出ているのかなという話も聞いております。

その後、そうした旧南光側のほうに、水が流れるようになってしまっている。それに対しては、法面削ったところの土砂どめ、堰堤をつくり、水をとめるための堰堤をつくって、水を南光側に流さないようにするとか、先ほどお話のように、その谷、旧明生建設、今、MSKクリーンのあるところの谷、そこの奥のほうの土砂については、土砂を取り除くとか、そういう対策もして、それについても、地域にも設置業者のほうから報告もされているというふうにも聞いておりますし、そういう現場の確認も町の一応農林振興課が林地開発ということで対応、行って確認をして写真も撮って来ておりまして、報告も受けております。

そうした防災対策というのは、県の指導の中で、業者のほうも順次、そうした対策をしているということなので、今後、今、全てのところが、まだできていないということでもありますので、当然、そうした問題、災害が起きないように対応、対策は、当然、業者として責任を持ってやらせていくということ。

これは、県が中心になって、県が許認可権を持っているわけですが、町も県と一緒にそうした指導をさせていただくということになります。そういう対応を、今、している状況です。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 今、わかっている範囲内で、その被害の状況については述べさせていただきました。

それで、県が改修ポイントというところが、先ほど言いましたようにAからF、そのうちのAからEが6月中というふうに、光都農林のほうは言っておりますけれども、その完了の、要するに出来具合というのか、状況については、関係する自治会の皆さんも、すごくこれは気になるところだというふうに思います。

それで、私は実は、倉商、会社名出しますけれども倉商に連絡をとりました。要するに、この完了の視察したいという話をしたところ、対応は、かなり威圧的な対応です。

それで、これは県が6月中という形で言っているわけですから、その状況については、関係する自治会の皆さん、役員さん含めて、どんなふうになっているという形を実施するという形が、やっぱり必要なのではないかなと思う。

それは、それこそ、県に任せて、あるいは自治会に任せて、行政に任せて、それで町は何をするかという時に、やっぱりそのことが、関係する自治会の皆さんの不安を取り除くということで、やっぱりその改修ポイントを見ると、このメガソーラー2017年、今年、操業開始ということで、かなり急ピッチです。ですから、その改修ポイントを見るという形の実施を、やっぱりするべきではないかな。それは、やっぱり町がリードすべきではないかなというふうに思います。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そのことは、県も指導をして、業者にも、事業者にもいつごろまでにやりなさいと、こういうことをやりなさいということと言われる。既に、できているところも、私も、それは担当者が行って、町のほうで写真も撮って来ていましたので、その報告を受けておりますけれども、それなりに、そういう対策、きちっと、できております。ですから、そういう確認も町としてもしておりますので、地域の皆さんにおいても、対しても、事業者のほうからも報告をされているということも聞いておりますので、これは、町が独自に動くんじゃないかって、それこそ県との連携をとって、それが県のほうでできていないのだったら、また、県からも、その業者のほうに少なくとも、県のほうでこういうふうにしなさいという指導をされているわけですから、改めて、再度指導を強化してもらおうとか、それはやっていかなければならないと思いますし、その都度、町としても立会いをしながら、地域の自治会長さんに、そういう状況についても報告を一緒にいただいて、一緒に現地も確認すると。

以前にも、そうして自治会長さんや地域の方と一緒に現地も踏査して、確認もしているわけですから、同じように、これからもできるまで、きちっとしていくべきだと思っておりますから、それは、県と連携をとりながらやってまいります。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） ぜひそれは、今の現状は、自治会長さんの能力というか、超えてしまっているというところがあるというふうに思います。

だから、それは自治会長のところ、説明は確かにあるのですけれども、やっぱりそれは、県なり町なり、事業者なり、それから関係する自治会も含めて、一緒にやっぱり、そこを見るという形が必要だというふうに思いますので、ぜひそれは、一応、6月末ということを行うことを言っているそうですから、それが、その時点で完成するのかわかりませんが、ぜひそれは、調査という実施をお願いしたいなと思います。

それで、もう1点、この今、メガソーラーつくっているのは、第1工区からずっと7工区までありまして、これ今やっているのが7工区なのですけれども、実は、6工区というのが全くの未開発なんです。

町長言われるように、そもそもは40年ほど前に別荘という形で、7工区、6工区は許可というのか、当時はみなし許可ですね、届け出をして許可、みなし許可なのですけれども、今のメガソーラーは、もう工事を始めております。第6工区は、まだ着工も何もしておりませんが、これは例えば、7月1日の県の条例、これは適用可能なのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 工事がされているか、現地が着工されているかどうかというのは、私も確認はしていませんけれども、多分、工区に分けて計画がされていると思いますけれども、実際の工事は順次されていくので、いっぺんにはできないということの中で、その部分がどう取り扱われるのか。少なくとも、この設置をするに当たっては、そうした開発許可ではなくて、関電なり、また、通産省のほうへの届け出ですよね、そういう中で工事がされていると思いますから、その届け出と、県条例との関係。いつの時点で届け出したものは、今回の条例の対象になるかならないか。ここからはなりますよと、そのへんは、私、今、わかりません。

だから、そういう点については、また、県のほうに問い合わせ確認をさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） まだ、現地を見ないと、それは、当然わかりませんが、第6工区と未開発のところについては、要するに、そもそもの7工区も含めてですけれども、開発許可というのは、建物で許可とっています。別荘ですから。太陽光というのは、そうではないわけですね。

だから、それは、今回の7月1日施行のこの条例に該当するのではないかなというふうに思いますけれども、それは、そもそもの開発許可があるから、それが優先するのでしょうか。私は、違うというふうに思いますけれども。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そこは、許認可権持っている県のほうが、法的ないろんなことで、ちゃんと精査して見て、判断をされるべきところだと思いますけれども、建物で、私の知識の中で、予想で言う必要もないのかわかりませんが、開発の中で、別荘で開発するとか、ほかのものでなるとい、建物と言っても1つ1つの建物を許可とっているわけじゃなくって、そうした別荘をずっとつくる開発をしますということでの届けですから、それと、太陽光をつくるに当たっても、そういうものを構造物をつくるという、それには、いわゆる林地開発と言って、そのためには道路をつけたり、土地を造成したりという行為、これが開発ですから、そういう目的が別荘というものにしますということと、今回は、別荘じゃなくって、太陽光という話になりますので、だから、開発ということについては、何ら変わりがない。

だから、そのへんが、どういうふうに法的に判断されるのか、これは県の林地開発なり、宅造開発の許可要件なり、その指導要綱、そういうものを見て、県のほうで指導されることだと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） ぜひこれは、要するに事業者が開発するかどうかについては、まだ、わかりませんが、そういう未開発のところがある。それが、仮に太陽光という形で、さらに広がるのであれば、これは影響がもっと、下徳久だけではなくて、今度、西徳久方向まで広がっていくというふうに思いますので、ぜひそれは、今回の条例適用、可能なのではないかなと思うわけですが、県の回答、ぜひ、そういう形で対応をよろしくお願いをいたします。

それで、太陽光発電の事業廃止の際の廃材撤去等々について、近隣への説明会についてですけれども、私は、下限面積を1,000平方メートル以上とすると同様の形で、若干、県の条例では触れてはおりますけれども、例えば、地元説明会、地元自治会への説明会等々については、これはやっぱり町の独自事情ということ、あるいは既に設置されている太陽光施設、既存施設への例えば、経営者が変わってしまう。その場合の廃材の撤去という形が、多分、宙ぶらりんになってしまうというところがありますので、そういうことを見据えた対応というのが実は必要なのではないかな。それは、今回の条例と、これは県の条例ですけれども、関係市町の独自事情というところに、これは、私は合致するというふうに思いますので、このあたりを、やっぱり考えていく必要があるというふうに思うのですが、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、佐用町の中だけの話ではなくて、太陽光発電、これも当然、20年間の買い取り期間、その後まだ、価格を下げてでも太陽光として機能するとなれば、それ以上、太陽光の発電所というのは使えることは使えるというふうに、私は思うのですが、その後、撤去をするということについては、これは、どこにおいても全てのと

ころに適用されるわけでありまして、その撤去の廃材の処理等については、これは別に太陽光だけの問題じゃなくって、産業廃棄物として適正な処理をしなければいけないという、これは別の法律がちゃんとありますから、それに基づいて処分をするということでありませぬ。

ただ、一番、廣利議員も多分そのことを心配されるのだと思うのですけれども、売電だけして、あと終わったら、そのまま今の空き家のように、撤去をされずに、そのまま放置をされてしまうと、こういうことが起こるのではないかとということを心配をするわけです。

ですから、そういう点については、今回の条例の中でも、最初の届け出の中で、当然、最後の処理、撤去については、一応、こういう計画も一緒に入れてやりますという、これはある意味では約束だけでも、届け出がされるということだということなので、町が独自に、佐用の独自要件で、佐用町だけの独自要件の問題ではないというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 同じように、そういうこと思っておられるところは、やっぱりあるというふうに思います。

ですから、これは都道府県で初めてできた条例ですので、それはやっぱり、要するに強制力が必要なのか、罰則が必要なのか、そういうことも含めて、やっぱり町内の意見を、状況を反映させていく。それで、実効あるものにしていくということが、実は必要なのではないかなというふうに思いますので、ぜひこれは、そういう佐用町の事情というのか、防災の観点からと、それから、景観の観点から、ぜひそこは、そういう事情を反映する形で取り組みを制定以降していただきたいし、地域の方にも、ぜひそれは、すごくやっぱり心配をされておられる方がおられますので、そこはやっぱり理解を求めることが必要なのではないかなというふうに思います。ぜひ、よろしくお願いします。

私の質問を終わります。

議長（岡本安夫君） 廣利一志君の発言は終わりました。
続いて、13番、平岡きぬゑ君の発言を許可します。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） 13番議席、日本共産党の平岡です。

私は、医療・介護の新システムに対する町の取り組みについてを伺います。

国は、2014年、平成26年に医療・介護総合法。また、2015年、平成27年には、医療保険改革法を制定しています。今年は、これらの法律の本格始動に向けた実施準備が町で進められることになっています。そこで、町の取り組みに対する考えを伺っていきたいと思います。

通告の中の(4)番目で2行目ですけれど、介護離職する人がこの10年間で数字は105万人を超えるということです。そのように訂正お願いします。

まず、(1)点目、国保の都道府県化についてですが、大幅な国保税負担引き上げにならないか。町が住民福祉として実施している負担軽減策はどうなるのか伺います。国保加入世帯の実態については、1960年代にスタートした当初は国保世帯主の多数派が農林水産業、

あるいは自営業でしたが、現在は、年金生活者などの無職の方と非正規労働者などの被用者が合せて8割近くを占める状態になっております。また、加入者の平均所得は、現在、130万円台まで落ち込んでおります。一方、1人当たりの国民健康保険税は80年代は3万円から4万円、90年代は6万円から7万円台、2000年代は8万円から9万円台と上がり続けているというのが国のデータで示されているところです。そこで、佐用町の実態はどうなのか伺います。

(2)つ目に、医療費適正化計画に伴って、47都道府県の地域医療構想が、この3月に発表されておりますが、2025年には病床数が現在の数から15万6,000床、率にして11.6パーセント削減される結果となったということですが、佐用町での影響はどうなりますか。

(3)つ目に、今年第7期介護保険事業計画を策定する年ですが、国のこうした法律の改正で介護サービス利用料を3割に引き上げていく。また、要支援者1、2の介護サービスを保険給付から外すなど、住民に犠牲を強いる影響があるのではないかと懸念しますが、いかがですか。

(4)点目に国の効率化の政策では、病院を出された高齢者の受け皿が間に合わず、家族が介護離職する人がこの10年間で105万人を超えるとの就業構造基本調査の中で結果が出ております。医療や介護は地域の社会・経済に不可欠の基盤であり、コミュニティを維持する要です。この点について町長の見解を伺います。

(5)点目に、こうした課題を解決する解決策は、特養養護老人ホームの増設や利用料・保険料の減免、サービス取り上げを中止すること保険給付の拡充、介護報酬の増額と介護労働者の処遇改善が必要だと考えるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁お願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からの医療・介護の新システムに対する町の取り組みについてのご質問にお答えをさせていただきます。

5つの項目についてご質問をいただいておりますので、順次、お答えをさせていただきますと思います。

(1)点目の国保の都道府県化について、大幅な国保税負担引き上げにならないか。町が住民福祉として実施している負担軽減策はどうか。また、佐用町の国保加入世帯の実態についてでございますが、まず、国保の都道府県化に伴う制度とスケジュールの概要から説明をさせていただきます。

今回の改正により、県が財政運営責任を担う中心的役割を果たしてまいります。県は医療の給付に必要な費用を全額、市町に交付金として交付するほか支払基金に後期高齢者支援金、介護納付金等を支払うこととなります。その財源は、国や県一般会計からの公費のほか、各市町から集める納付金が充てられるわけであり、その納付金については、県が各市町の被保険者の人数やその年齢構成、所得水準や医療費水準の状況などと、国から示された係数をもとに、国から提供されたシステムにより算出をし、市町ごとに納付金が割り当てられるわけであり、その算出に必要な係数がたびたび変更されておまして、その都度、各市町の納付金の額が大きく変動をしているというふうに、県から聞いておりますが、現時点での各市町に納付金の試算額は知らされておられません。

また、国は公費による財政支援の拡充を謳っておりますが、現時点では、納付金等の算定に向けた公費の考え方が提示されていない状況でございます、8月以降に公費のあり

方を反映した試算などが行われて、県から納付金の試算結果が提示されるのは 11 月が目途だというふうに聞いております。

町の国民健康保険税は、この納付金及び特定健康診査などの保健事業等に必要な額を徴収することとなるわけですが、納付金の額が全く不明であることから、平成 30 年度以降の保険税について、現段階では、必要な額の見込を立てることができないという状態でございます。

しかしながら、本町の医療費水準は県下でも上位に位置していることから、納付金についてはある程度、高い額になるのではないかとというふうに推測がされます。

なお、町においては、これまで被保険者の負担を軽減するために、運営の不足額を一般会計から繰入を行ってまいりました。この法定外での一般会計繰入については、従前より国から計画的・段階的に解消することが求められているわけですが、被保険者の負担が急激に増加した場合など、被保険者の負担軽減を検討をしていきたいということで、一般会計からの繰り入れということも継続して行う状況も想定がされます。

町が住民福祉として実施している負担軽減策についてでございますが、都道府県化に伴い、市町が担う事務の標準化、広域化及び効率的な運営の推進が求められています。その内容については、国民健康保険連絡協議会で協議・検討されておりまして、今後策定される国保運営方針に示されることとなっております。負担軽減策についても標準化の対象となり、各市町の取り組みに十分配慮しながら検討されなければなりません。現段階では標準化されておりません。保険料及び一部負担金の減免については、市町において法令や国の通知に基づき条例や要綱で基準を定め、被保険者の生活実態等に即した適正な運用をすることとなるというふうに考えております。

次に、佐用町の実態についてでございますが、過去のデータについては不明です。社会保障制度の改革もありましたので、近年の実態をお知らせさせていただきます。国保加入世帯は、平成 29 年 3 月末で 2,615 世帯となっております。町全体の 37.9 パーセントでございます。後期高齢者医療制度の始まった平成 20 年 4 月末の国保加入の世帯数が 2,957 世帯で町全体の 40.35 パーセントであったことから、世帯数も加入率も減少傾向にございます。また、被保険者数は、平成 29 年 3 月末で 4,302 人で町全体の 24.55 パーセントとなっております。4,302 人のうち 2,784 人、64.71 パーセントが 60 歳以上の方となっており、年金生活者等の割合が大きくなってきております。平成 28 年度中の被保険者で、所得のあった方は 2,175 人で、その平均所得は 143 万 1,212 円となっておりますが、総所得額を総加入者人数で割った場合の平均所得は、65 万 686 円でございます。

また、1 人当たりの国保料が上がり続けているデータがあるが、佐用町の実態はどうかということでございますが、国民健康保険は国民健康保険法のもと、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行っています。医療費は、高齢化や医療の高度化等によって増大しており、それに伴い、公費も保険料も増やす必要が生じます。そこで、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとし、国民皆保険を堅持していくために国民健康保険法の一部改正がなされ、国民健康保険の財政支援の拡充や財政運営責任の都道府県への移行などによる医療保険制度の安定化の措置がとられることとなったところでございます。佐用町の保険税については、2 年に一度のペースで、税率等の見直しを行ってきたところでありますが、平成 27 年度の 1 人当たりの調定額が 7 万 9,280 円となっており、兵庫県下で 38 番目であり 4 番目に安い金額となっております。ちなみに、低所得者にかかる軽減の対象となっている世帯が 1,460 世帯、被保険者数にして 2,398 人でありまして、軽減額については 4,674 万 2,130 円の軽減となっております。

(2)点目の医療費適正化計画に伴う、都道府県の地域医療構想が 3 月に発表され、2025

年には病床数が現行 15 万 6,000 床削減されるととなります。佐用町での影響はどうかということでございますが、兵庫県地域医療構想につきましては、兵庫県保健医療計画の一部として平成 28 年 10 月に策定をされており、団塊の世代が全て後期高齢者となる 2025 年、平成 37 年に向けて、住民が、住み慣れた地域で生活をしながら、実態に応じた適切に必要な医療が受けられるよう地域医療の提供体制を整備することが目的となっております。

佐用町は、西播磨圏域として構想区域が設定され、医師会、歯科医師会、市町、関係団体で構成する地域医療構想圏域検討委員会で、地域医療構想について、2025 年の医療需要を推計をして、目標となる病床数を定め、地域の特性に応じた医療提供体制を確保できるように検討をされました。

佐用町での影響については、市町別の病床推計値等が発表されていませんけれども、西播磨圏域の病床機能ごとに推計した数値で見ますと、高度急性期は 139 床の不足、急性期は 946 床の過剰、回復期は 647 床の不足、慢性期は 269 床の過剰となっております。

必要とされる回復期、高度急性期病床は、佐用町にはありませんので、過剰とされる急性期、慢性期病床からの転換など不足する病床数の確保が必要とされるわけであります。

次に、(3)点目の第 7 期介護保険事業計画と国の法改正による住民への影響についてでございますが、現行制度では、合計所得金額が 160 万円以上の介護保険サービス利用者について、原則、2 割負担となっておりますが、国会におきまして、地域包括ケアシステムの強化のため介護保険法等の一部を改正する法律が、先月下旬可決・成立をして、2 割負担者のうち合計所得金額が 220 万円以上の、特に所得の高い層の利用者について、負担割合を 3 割とすることとなりました。

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、所得の高い方には負担増をお願いすることとなりましたが、ご承知のとおり、利用者の自己負担額については、高額介護サービス費制度により、4 万 4,400 円の上限を超える部分については、後日還付される仕組みとなっております。

特に、施設入所者など、自己負担額が高額となりやすい方については、2 割相当分で既に上限に達しているケースも多くなっており、こういったケースでは 3 割負担となっても、実質的な負担に変化はないということとなります。

現在、本町の要支援・要介護認定者数全体の 4 パーセント、50 数人が 2 割負担となっており、3 割負担となるのは試算では、そのうち 10 数人、約 1 パーセント程度の割合にとどまる見込みでございます。

また、要支援 1、2 の介護サービスを保険給付から外すとのご指摘でございますが、ご承知のとおり、本町では本年 4 月から、介護予防訪問介護と介護予防通所介護について、新しい総合事業へ移行し、これまでの介護予防給付から、地域支援事業として実施をいたしております。移行後におきましても、従前の基準でサービスを継続しており、サービスの低下などは発生はいたしておりません。

また、国の法改正の中身を見ましても、要支援 1、2 にかかる訪問介護、通所介護以外の介護サービスを保険給付から外すという内容は含まれておりませんので、この点についても何ら影響があるものではないというふうに承知をいたしております。

次に(4)点目の国の効率化政策と、(5)点目の解決策に対する私の見解についてのご質問でありますので、内容をあわせてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、医療や介護は地域の社会・経済に不可欠の基盤であり、佐用町高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画に定めてありますとおり、健康の保持・増進のため、住民のだれもが良質かつ適切な保健・医療・介護サービスを機能的に受けられることを基本として福祉・医療・介護分野の連携といった既存の概念にとらわれることなく、

地域づくり協議会や自治会、消防団、自主防災組織、商工会など関係団体との連携により、自立支援や介護予防に向けたさまざまな取り組みを推進し、さらなる地域で支えあうシステムを構築することを目指して推進をしているところでございます。

今後、在宅の要介護高齢者が増加することによる家族の介護離職が増加する傾向にあると推測をされますが、この要因の1つに、受け皿となる介護サービス側の人手不足が考えられます。これは、低賃金や長時間労働のほか、介護職を目指す人が、都市部の学校で資格を取得して、都市部で就職するケースが多いことや、少子高齢化によって生産年齢人口が減少をしていることなどが要因であります。

このことは、本町に限ったことではなくて、全国的に介護職は増えておりますが、高齢者の急激な増加に対して、介護職が追いついていかないのが現状であり、国では介護ロボットの導入や外国人労働者の受け入れなど、さまざまな施策を検討・実施しているところでございます。

そのような状況の中、平成28年度には、一億総活躍プランの介護人材確保のための総合的な対策として、介護ロボットの活用促進やICT等を活用した生産性向上の推進を図るため、介護ロボット等導入支援事業を実施いたしており、この事業において、2施設で夜勤の職員の負担を軽減するため、入所者を見守るシステムが導入をされております。

また、国の法改正による平成27年度介護報酬改定による介護職員処遇改善として、事業所により異なりますが月額1万円から3万円程度が改善され、平成29年度には介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築を促すため、さらなる加算の拡充がなされております。

また、今年度より、播磨科学公園都市圏域定住自立圏域において、福祉事業所で活躍する介護職員等の福祉資格取得者の確保や資質の向上を図るため、福祉事業所に就業する方や就業予定の方に対して、福祉資格取得にかかる経費の一部を助成する福祉資格取得助成事業を展開しているところでございます。

このほか、このような地域の状況、現在の状況を踏まえて、3県境の創成会議においても、美作市を中心にして専門学校の誘致に取り組んだところであり、大阪慈恵学園が、2018年、来年4月に旧大原高校跡地に看護学科、柔道整復スポーツトレーナー学科、介護福祉学科などを設置する医療系専門学校を開校する予定でございます。この学校を卒業された方が、本町の介護保険サービス事業所で働くことはもとより、人手不足解消につながることを期待しているところでございます。

次に、特養ホームの増設につきましては、介護老人福祉施設等の介護保険被保険者1,000人あたりの床数割合は、県平均16.1床に対して佐用町は44.9床と、約3倍であることなど他市町と比較して施設が充足して、非常に多いということから、今期計画期間中の施設整備は行わないことといたしてありますが、認知症高齢者が増加傾向にあることから、今後、地域に必要となる施設等については十分に検討をしなければならないと考えております。

介護保険料算定に当たりましては、給付費の22パーセントを65歳以上の第1号被保険者が、同じく28パーセントを40歳から64歳までの第2号被保険者が、合わせて50パーセントを負担していただくという大前提がございまして、あと50パーセントは公費でございまして。

このうち、第1号被保険者保険料については、前年の年金額及び所得額に応じて決定しており、月額2,520円から最大で月額9,800円まで、個人の負担能力に応じて負担をお願いしており、第1段階の保険料につきましては、本来月額2,800円のところ、平成27年

度から軽減制度を設けまして、月額 2,520 円に設定をしているところでございます。

災害等、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなった場合は、保険料減免や納付猶予の制度もございますので、ご理解いただきたいと思います。

利用料の減免につきましては、本町におきましては、町民税非課税世帯で一定の要件に該当する方は、社会福祉法人等が提供するサービスにかかる利用者負担を軽減する制度を実施いたしております。

また、個人の利用料が高額となるケースでは、1カ月の介護サービスの自己負担額が所得に応じた一定の上限額を超えた場合は、超えた部分を申請により還付する高額介護サービス費のほか、医療保険と介護保険の両方に自己負担がある世帯を対象に、医療と介護の年間自己負担額の合計が上限額を超えた額を還付する、高額医療・高額介護合算療養費の制度もございます。

サービスの取り上げの中止と保険給付の拡充についてでございますが、ご承知のとおり、介護保険サービスは国一律の制度で運営がなされております。現在のところ、それらの点につきまして国の具体的な方針が示されておられませんので、引き続き国の動向を見ながら対応していきたいと考えます。

介護報酬の増額と介護労働者の処遇改善については、先ほど述べたとおりでございます。

今後の最重要課題は、2025年問題を視野に入れて地域包括ケアシステムの構築でございます。

「自助」「互助」「共助」「公助」の視点のもと、住みなれた地域で支えあい、いきいきと暮らすため、住民を支える体制づくりが必要であります。その中で、当然、医療・介護の連携が不可欠となってまいります。

関係機関との情報共有等の連携強化を図り、地域の実態把握・課題分析を踏まえた上で、段階的に地域包括ケアシステムを構築できるよう、引き続き佐用町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画への反映を行っていききたいと考えておりますので、よろしく願います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 全体に対して回答がありましたので、1つずつ改めて伺いたいと思います。

まず(1)つ目の国保の都道府県化が実施されることによって、今現在の佐用町の国保制度がどう変化するかということの質問なのですけれども、新しい制度で県のほうが、まだ、発表が、納付金であるとか、標準保険料率の試算を発表することができていないから、答えられないというご回答だったかと思うのですけれども、全国的には、既に納付金であるとか、標準保険料率が公表されて、それをもとにして自治体で計算をして、住民に対して、今の保険税はこんなふうになりますよということでお知らせしているところがあるやに聞くのですけれども、そういう点では、全国的な、やられているところと、兵庫県はまだだということ、できていないところの差が出ているのですけれども、そのへんは、時間的にまだ、先ほどのご回答では、11月ですか、随分先になるのですけれども、そういうことのご回答でした。それは、何で、そんなふうに難しいのでしょうか。それは、聞いても答えられませんか。

公表がなぜ、そんなに遅くなるのか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それは、佐用町で決めていることじゃないので、県のほうが準備、もう既に、来年度からそれを、そういう移行をするわけでありませう。

ただ、大きく被保険者にとって保険制度が変わるわけではない。保険のその運営主体が県が一本化するということでありませうが、実際に必要な、給付に必要な保険料です、これについては、今、国もある程度、そういう都道府県化に伴って支援をするということですが、すけれども、実質は今までどおりの予算の中で、そして、各それぞれ被保険者からの、いわゆる保険料の徴収、賦課徴収です、それは、それぞれの町が、市町が行っていくわけですから、それほど、大きな私は影響はない。

ただ、県下一律の保険料には、なかなかできないところに、一番県が今苦慮しているところだと思います。

それは、先ほども申しましたように、医療の水準と医療費、現在使っている給付費、これが各地域、自治体によって、かなりの大きな差があります。それから、保険料についても、かなりの差が現在あるわけですね。

そして、私どものような町において、一般会計からも若干繰り入れているようなと、繰り入れていないところもありますし、その中で、私は、それを一律には、1回に、一気にできないので、その地域のデータ、実態を捉えて、いろんなケースをもとに県がそれを各町に、自治体に、それぞれの市町に示す保険率です、保険料、これを算定をして、ちょっとしたその係数によって、非常に大きく差が計算によって出るようですね。それを、どう調整するかというところで、なかなか、はっきり出ないということだと思います。

ただ、11月に今のところはというのは、ぎりぎりのところで県が11月ということを示されているのだと思うのですけれども、11月に示されてから、各個人個人に対して、幾らですよというような通知をして、そういう作業を各市町がやっていくということになると、非常にこれ時間的に難しい、厳しい期間だと、短いと思うのですけれども、そやけど、そのことについては、県全体がそういうことで対応しなきゃいけないということで、私が、どうできるということではございませう。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 県が主体的になる保険制度になるので、ほとんど様子は変わらないんだというような全体の受け止めとしては、そういうご回答だとは思いますが、しかし、国のほうが目指している改革の中では、先ほど出ていたように、法定外繰入、いわゆる一般会計からの軽減措置を佐用町の場合とっていますけれども、保険税を負担を緩和するということですが、それに対して、解消、入れてはいけないという方向で圧力をかけてくるという目的があるというふうに、その制度改正の中では言われているのですけれども、そういう状況のもとで、11月に具体的になるということになると、非常に住民にとっては、今でも国保税、確かに計算して出されて、税がかけられているとはいえ生活実態の中からは、非常に困難だという声も、私は受けております。

それで、加入者の人が、大変な状況の中にあつて、それを裏づけるものとして、加入世

帯の職業構成とか、平均所得などが、非常に減ってきているというデータがあるのですが、国保のモデル世帯の収入ということで、各地でそういうことを取り組んでいるのですが、佐用町の場合、国保世帯の平均所得であるとか、それに対して国保税が幾らになっているかということ、従来からお尋ねはしているのですが、その数字は、この間、ちょっと明らかにされてきておりません。

実際に、その加入者の方に対して、国保が保険制度として、ちゃんと機能していく、そういうために払える国保税にしていかなければならないと思います。

それで、全国の知事会では、国に対して、おおもとの国の負担を要求していく、1兆円という数字が示されておりましたけれど、そういうふうにも全国的にも国保に対して声が上げられてきているのですけれど、そういった動きも実際にあります。

何が言いたいかと言いますと、佐用町の場合、今でも国保税を滞納されている方に対して、具体的に差し押さえであるとか、それから保険証の交付に当たって短期保険証であるとか、資格証などを発行、現実にしております。こういう実態が、今度の県の制度になることによって、町で、今、いろいろきめ細かい対応が国保加入者の方から訴えがあると対応されていると思うのですが、そういったことが困難になることはありませんか。ちょっと、危惧する点で確認をしておきたいので、お願いします。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 次々と質問の内容が変わってきたので、どの部分を答えたらいいのか。最後のとこの話だけが一番聞きたいというお話かもしれませんが、今、平岡議員がお話のように、これは、保険制度なのですね。平岡議員が今、お話のように。

ですから、一方では、保険税として、当然これは払える保険制度でなかったら困ることですけれども、制度として給付をしなきゃいけない。保険料賄って、維持しなきゃいけない。だから、少なくとも、この保険制度が維持できるものでなければ、これは保険制度成り立たないわけですね。

その中で、今回、都道府県化になって、一番は、今まで以上に急激に保険料が上がるのではないかと。上がるんじゃないかというのは、これは佐用町において、先ほどもお話ししましたように、佐用町は、いろんな軽減策をとりながら、医療費は非常に高い水準にあるわけですね。それで、その差が大きいから、一気に保険料が他の市町と比べて値上がり、上がって来るんじゃないかという、そういう心配は、当然あるわけです。

ですから、ただ、保険料の、先ほど言いましたように、徴収については、県が直接じゃなくって、町に対して全額、佐用町のこの国民健康保険加入者、2,600 何人、これの納付金は、総額幾らですよという形で、多分、来ると思うのですね。その中で、佐用町は、それを賄うために、ちゃんと、その保険料率を決めて、各一人一人の所得や実態の中で課税をする。それから、徴収するというのは、これは佐用町がやることで、今とそんなに私は、内容的には、実態としては変らないのではないかと思います。

ただ、先ほど言いましたように、佐用町の給付、医療費から見れば、他町と比べるとたくさん納付をしてください。しなさいと来た時に、その額は、佐用町が県に対して責任を持って払わなきゃいけない。それは滞納がありますから払いませんでは済まないわけですね。今度は。

そうすると、その滞納があった分まで、じゃあ町として予算持って、じゃあどうするのか。当然、滞納をされている、これ払っていただかなきゃいかんわけですから、そやけど

も、その払っていただくのに当たって、今、国保証についても、保険証について、そうした資格証とか、短期とかいうような形を一部、どうしてもなかなか、話に応じていただけない。納付の意思がなかなか見えないという方については、そういう措置をとっているという、この点については、同じような形で少なくともほかの人が払っているわけですから、ある意味では、軽減策というのは、今、5割、3割、2割というような所得によっては軽減もして、先ほど言いましたように、総額で4,500万円余りの軽減もしているわけですから、ですから、そういうことは、何ら県になっても変わらないということでもあります。

議長（岡本安夫君） すみません。ここでお諮りします。

お昼が来ようとしておりますが、このまま審議を継続したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議がありませんので、このまま審議を続行します。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 先ほど、国保税を滞納されている方に対して、声を私は直接聞くのですけれども、仕事が激減したとか、決して怠けて納めないんじゃないかって、そういうような収入の減少に伴って、そういう生活実態があるということで、せざるを得ないという、そういう方があります。ケースがあります。

ですから、その対応については、丁寧にしていただきたいと思います。

実際、短期とか、それから、保険証、それらの実態についてなのですが、世帯数、交付世帯、短期証であるとか、それから、その資格証明書の発行数なのですが、佐用町の場合、ちょっと実態としては、多いように思うのですが、そこらへんの実態は、今現在ですけれども、どんな具合になっていますか。国保の保険証の実態です。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） それでは、現在の状況を報告させていただきます。

資格証明書の発行ですけれども、これ28年度現在ですけれども、7世帯の方が発行しております。

それと、短期被保険者証の発行を74世帯の方に発行しております。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 交付世帯の数については、一番新しい数字を言っていましたけれども、ほかでは、そういった資格証明書を発行していない自治体も現実にあります。

町の基準として短期証は発行しているけれども、資格証明書まで行かない自治体が現実にあるのですが、そこらへんは、回収において公平性ということを頭に言われるかもしれないのですが、資格証明書というのは、全額窓口で払っていくということになりますから、医療を使えない、現実には使えないということになりかねない。そういうものですから、発行しないということも、私は考えなくちゃいけないんじゃないかと、今、数字を言われましたけれど、7世帯ですか、ありますから、このへん考え、ちょっと聞かせてください。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） また、担当のほうに、よく中身を聞いていただけたらと思うのですが、そうした発行していない方というのは、なかなかいろんな状況を聞かせていただいたり、相談をさせていただく。そういうことで連絡しても全く連絡がないとか、実際、その保険者の中には、加入保険者としての、当然、名簿の中には入っていますけども、実態が、なかなかつかめない人もいらっしゃると思います。ここに実際に連絡がつかない方もいらっしゃると思います。まあまあ、そういうところも見ていただけたらと思いますし、それからよその市町で、資格書は発行していないところがあるからと言われても、それはよその市町は、そういうところまで行っていない場合もありますから、何も資格書をどんどん発行しているわけではありません。できるだけ、実態に即して、そうした医療を受けなければならぬ。特に、子供さんなんかがある方については、全部滞納があっても医療が受けられる実態に、それぞれ担当者のほうがしておりますので、そこらあたりをゆっくり、それは、ここでいろいろと細かいことを言うあれはできませんけれども、担当のほうで、よく聞いていただければと思います。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 一番弱いところにしわ寄せが行く、今、状況があるので、そういう点では、国保そのものが、もともとは国の制度として、今もそうですけれど、責任を持つべき制度ですから、国の国庫負担金が大幅に減額してきた中で、最終的に保険者である住民の人が、それを負担していくという形が、ずっととられてきた中で、そういった事態も、具体的な、本当に大変な状況の方が生み出されているという、そういうことも認識していただいて、国に対して、上に対しても町も努力すると同時に声を上げていってほしいなと思います。

県の制度になるということで、さらに上からの圧力というのか、そういう制度、国が本来責任を持たなければならないものなのだけど、そういう形が強化されてくる危惧がありますから、改めて、この制度が変わっていくことに対して、国に対しても、きちんと物を言ってほしいなと、意見として述べておきます。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 国に対する要望、これは全体で県からも国保の連合会からもしております。

そうした中で、今回、都道府県化に伴う措置の中で、国による財政支援の拡充ということで、一応聞いているのでは、毎年3,400億円、これを国としては、謳っているのですが、これがはっきりと、3,400億円というものが、新たな財政支援として国保にされれば、当然、ここは最終的な各国保税にも大きく影響してくるわけです。各市町の負担額にも影響してくるわけです。

このへんも、公費のあり方を反映した試算などが、当然この試算の中に兵庫県に何十億入って来るとか、何百億入って来るとか分かりませんが、そういうことが方針として謳われながら、まだ、国のほうからは、はっきりと、それが決まっていないという状況の中で、なかなか最終的な試算というものが示されていない。

ただ、そういうふうに国としても、方向としては、そういうものを拡充をしていこうという方向にはある。これは、やはりそうした要望活動をした中でやっているわけですから、ご理解いただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） (2)つ目の地域医療の病床数が、質問の中で、国全体で15万6,000床ということで、減っていくのだけど、佐用町として回答はあったんですけど、ちょっとわかりづらかったので、西播磨圏域、町ではなくって、西播磨圏域として、高度急性期とか、回復期とか、そういうような形でご回答がありましたけれど、これはどういうことなのか。

特に、今、公立病院などは、病床数、病院を統合したりして減らしていくというような具体的な動きがあって、佐用町の場合は、公立病院がないのですが、私立の病院があります。そういうところで、今、言われた病床数の減に伴って、佐用町では、どんなふうに影響が出てくるのでしょうか。

今、数は確かにお答えいただいたんですけど、もうちょっと具体的に影響がわかれば、もう一度回答をお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この病床数についての圏域において、適切な病床数が幾らぐらいかということが、いろいろと見直しをずっと、何年かごとにされていくわけです。

そういう中で、佐用町は、この西播磨圏域というところに位置しております。

これは、公立病院も私立の病院もみんな一緒です。全て合わせた医療が、病院を持っている。入院施設を持っている病院。みんなが幾らでもできるわけじゃなくて、やはり、その病院は幾らの病床を許可する。認めるということで、されているわけです。

そういう中にも、何でもじゃなくて、やっぱり目的ですよ。だから、高度急性期というのは、救急病院ですよ。また、急性期、病気になってすぐに入る。それから、慢性期というのか、回復期、それに、そういう病気、その一人一人の症状によって、病床数と

いうものは、やっぱりある程度調整がされているわけですね。

ですから、今、高度医療なんかで、高齢者なんかの、例えば、高度医療なんかになると、救急病院で、そういうところで、佐用町にはそういう高度医療というものはありませんから、姫路の医療センターとか、そういうところというのが、それになり、それについては、圏域でも、まだまだ不足しているという状態ですし。

それから、急性期と言われる一般の症状が出て病院。それについては、過剰な状態に逆になっている。だから、病院へ行っても手術して、そしてすぐに、何日かたてば、昔のように1カ月も2カ月も入院じゃなくって、1週間、2週間ですぐ退院してくださいと、そういうふうになっているようですね。それによって、保険点数も違ってきますし、そういう（聴取不能）です。

そういう中で、慢性期というのも269床が西播磨圏域で過剰になっていると。先ほど言った、高齢者なんかの、ずっと慢性で、なかなか症状を悪化させない状態で入院しているというような状態でのことをいうわけですね。

だから、そういうふうに佐用町におきましては、回復期、必要とされる高度急性期、こういうのはありませんので、今、過剰とされている急性期、また、慢性期病床、これからなると、それからは、実際、患者数が減ってくるということであれば、ベット数が減らされるというような、そういう措置が、この計画の中で示されるということにはなるかと思えます。

ただ、これも圏域と言いましても、佐用町の場合なんか、特に岡山県と接しておりまして、西播磨の医療圏だけではなくて、岡山の医療のほうに、かなり頼っているところがあるわけですね。ですから、そこだけの、西播磨だけで医療を完結するというわけじゃなくって、岡山なり、かなり遠いところまでも行かれる人もかなりありますし、そういう中で医療圏というのは、私もこういう前から皆さんが病院関係者、市町団体、こういう中で委員会をつくってやっているのですけれども、それほど大きな佐用町に、今、影響はないというふうに思います。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 西播磨医療圏域で、会合を持たれて、佐用町もそこに出席して、そういう計画について、具体的な病床数が減らされる、具体的にはこうなのですよということの、そういうことは、また、もっと具体的にわかれば、町民、関係者にちゃんと知らせてほしいし、早目にお知らせしてほしいなと思うのですけれど、その会合が、どんな頻度で行われているか、ちょっとわからないのですが。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは、佐用には、そうした公立病院持っておりませんから、佐用町の共立病院何床が、このベット数が増えます、減りますというような話はできますけれども、町内にある中央病院や共立病院、こういうところが、ただ、これも介護と一緒に一体になっているようなところがありますから、特別にベット数が不足して入院ができないとか、それは病院のほうから、いろいろと話があると思いますが、そういうことがあれば、

町としても町民直接、すぐに影響が出るようなことであれば、お知らせしますけれども、このへんの話は、これまででも、ずっと地域の西播磨医療圏という中で、年にこれ、2回ぐらい会合がある中で、何年かに1回ずつ見直しがされているということなので、これまででも、そんなに町民の皆さんに直接お知らせするような対応は、する必要はないというふうに思います。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） わかりました。

それから、(3)点目の地域包括ケアシステムが強化されるということで、先ほど、質問の中でも言いましたように、年収が増える人に対して、介護サービスの利用料が引き上げられるという、そのことで、回答が確かあったのですが、これについては、特に人数的には、確かに少ないかもしれないですけど、ますます介護サービス、介護保険料は払っているけれども、いざ利用しようとする、そういうような利用料の引き上げにつながって、利用しづらいという、そういうことに、今度、改悪されるわけですから、そういう点で、特に変更がないような回答だったのですが、対象者にしたら、非常に2割から3割ということになると、大きな負担になりますから、これらはもっと、受け止めとして大きな変動なんだなという形で、介護保険計画を策定する上で、取り組む上で受け止めてやってほしいなと思います。

要支援1、2の介護サービスを保険給付から外すということについては、もう既に介護予防給付に移行しているから、特にサービスの低下にならないという、これは従前から同じ解答なのですけれども、実際、住民の方からの、これについては、ほとんど、まだ移行して時間的に経過していないので、顕著な声は聞いておりませんが、特に町として、この移行に伴ってサービスもそうですけれども、実際にある事業をやっていく上で、課題なんかは、今のところないですか。

[高年介護課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

要支援1、2のこれは、先ほど、町長の答弁でもありましたように、介護予防の訪問介護と介護予防の通所介護を介護給付から地域支援事業に移行したということでございます。

それで、町長も申し上げましたが、その移行の形態は、移行前の介護給付の形態をそのまま移行しております。ですから、サービス内容も全然変わりませんし、利用料も全く変わりませんので、その移行後の影響と言いますか、町民のそういう声とかいうことは、全くこちらでも承知しておりませんが、そのような声は起こるはずもないというふうに考えております。

以上でございます。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 事前の質問では、いわゆる介護保険の要支援者の形で書いているのですが、その要支援者に行く前の、いわゆる予防で介護の状態にならないように、高齢者が元気でしようということ、いろいろな取り組みを健康づくりということで、各地域でも取り組まれているのですが、その中で、特に従前から聞いている声として上がっていると思うのですが、施設を活用したら、その利用料、一律に、一律というか、ほかの方と同じように必要としているという、そういう実態については、予防をもっと、町民に周知して、本格的にしていくために、そういった点は、さらに減額していく、必要でない状態、無料化していくという考えはありませんか。

この点で、事前に質問項目にはないですけれども、介護保険事業計画、第7期介護保険事業計画に盛り込む上で、そういうことも考慮してほしいと思いますが、いかがですか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

介護予防事業の件につきましては、おそらく、いきいき百歳体操のことをおっしゃっている分だろうと思いますけれども、いきいき百歳体操、当然、いろいろな経費がかかるとは思うのですが、それは、やはり町がやるべきことと、利用者さん自体がやるべきことということで、役割り分担というものがございます。実際に、いきいき百歳体操をやられて、ほとんど、私、地域の自治会の集会所等でやられていると承知しておりますけれども、一部、議員さんがおっしゃったような、1グループか2グループだということですが、グループの範囲が広いということで、町の公的施設を使われるグループがあるということで、利用料を負担されているということですが、それは、そういうグループに限らず、ほかのグループにおきましては、テレビとか用意したり、あと体操が終わった後、茶話会をするということで、いろいろな各個人から、そういう会費を集めて、お茶代とか、お菓子代とかを負担されているということもありますので、そういった部分については、やはり利用者の方で、負担をお願いしているというのが現状でございます。

そして、町の負担と言いますのは、まず、最初の1カ月、2カ月は、当然、勝手に、そういう体操をやられてはけがのもとになりますので、こちらの理学療法士の方とか、看護師さんを頼んで、そういう指導をしてもらっております。ですから、そういう講師の指導料とか、それとか、いきいき百歳体操はおもりを使った体操でございますので、そのおもり代などは、全て町が負担して、今までもやってきておりますので、そういった、さびわけをしてやっておりますので、それは今後、7期以降についても、そのような形で進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） さびわけをして公費で賄うものと、それから個人というのか、利用される方が負担するとのさびわけだということで、そのさびわけも必要ですけど、施設利用については、公費で負担するという形がふさわしいのではないかなということで、検討して、今はあれですけども、していただきたいなと要望しておきます。

解決策であるとか、最初の回答の中で、たくさん回答はしていただきましたけれど、要は、今、国のほうで、いわゆる 2025 年、平成 37 年ですか、今の団塊世代が高齢者になっていくのを見越して、そういった今度の大なたが振るわれるわけで、十分な内容的に質問も住民の人に、もっとわかりやすい形で、自分たちの影響、こんなになるんだなということがわかるように、さらに質問していきたいと思います。

今日については、以上で、質問終わります。

議長（岡本安夫君） 平岡きぬゑ君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は午後 1 時 30 分とします。

午後 00 時 21 分 休憩

午後 01 時 30 分 再開

議長（岡本安夫君） それで休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

2 番、千種和英君の発言を許可します。

〔2 番 千種和英君 登壇〕

2 番（千種和英君） 2 番議席、千種和英です。

本日は、通告書に基づき 2 件の質問をさせていただきます。

まず、1 件目、中学生の運動競技環境について問う。

以前、中学生の部活動のついての質問をしました。

平成 27 年 6 月議会では、勝山前教育長に、そして前回、平成 29 年 3 月議会では、平田教育長に、同趣旨の質問をしました。

内容は、小学生時代から取り組んでいる運動競技を継続するために区域外通学が増加している。その対応として中学校での部活動の開設の検討を求めるものでありました。

両氏とも、答弁の中で町内での中学校入学時に小学生時代からの運動競技を継続するための区域外通学が年々増加している現状は把握されていまして。

ただ、新しい部活動の開設については、各中学校の生徒数の不足、顧問となる教員の不足、また、他校との共同チームとの考え方については移動の手段や、練習時間の確保等の課題があることから難しいと判断されていることも理解をしています。

しかし、本年 3 月議会では教育長、生涯学習課長からは生涯学習の観点、社会体育との連携等の方法論から今後の検討が必要であるとの前向きな答弁もありました。

3 月議会で示された施政方針の 3 本柱にも謳われている、未来を支える人を育む、きらめきの郷づくり、佐用を担う人を育て自己実現を支えるの観点からも、この問題に関しての町長の見解を伺います。

残り 1 点に関しましては、議員席のほうからさせていただきます。よろしく願います。

町長（庵途典章君） 教育長から答弁。

議長（岡本安夫君） それでは、教育長、答弁をお願いします。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君） それでは、千種議員からのご質問について、お答えいたします。

千種議員からのご質問は、中学生の運動競技環境について、町長の見解をお求めでございますが、中学生の運動競技の主体である部活動は、学校教育の一環として行われていることから、私がお答えさせていただきます。

この問題につきましては、千種議員のご発言のとおり、3月議会におきまして、本町の現状、社会体育との連携の可能性など、種々、答弁申し上げたところでございますが、佐用を担う人づくりの観点からお答えさせていただきます。

まず、本町の現状として、生徒数の減少に伴い、部活動を維持するため、やむなく種目数を減らしてきたのはご承知のとおりでございます。

一方、児童・生徒は幼少期からいろいろな文化・体育活動を経験する中で、中学校の部活動に対する期待度も大きく変化してきています。進学先の中学校に継続してきた部がない場合、やりたい部のある学校に校区外就学したり、学校の部活動には入らず学校外のクラブチーム等で活動したりするといったことも起こっています。

今回のご質問は、運動競技環境についてであります。文化部も含め各中学校において、生徒の実情に合わせて部活動を設置し、実施しているところでございます。

学校教育の一環として行われる部活動は、学級や学年を超えて同好の生徒が集い、顧問をはじめとした関係者の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通じて、さまざまなことを学ぶ教育活動です。

また、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものであり、技術面のみならず、心も身体も成長し、豊かな社会性を育むことにつながります。

本町においても各校で、勝利至上主義に陥ったり、生徒のゆとりある生活を失ったりしないように、創意工夫しながら取り組んでいるところであり、これからの佐用を担う子供たちの豊かな人間性づくりの一助になっていると考えております。

全ての子供たちにとって、最も望む競技が校区の学校にはない場合もありますが、生涯にわたり、スポーツや文化的活動に親しめる素地を中学時代につくれるような部活動のあり方について、今後も検討してまいりたい。このように考えております。

また、学習指導要領には、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力や、社会教育施設・社会教育関係団体等との連携など運営上の工夫を行うようにすることも示されています。

今後、さらなる少子化による生徒数の減少、それに伴う教員の減少、専門的な指導力を持った顧問の不足に対応し、現状の部活動を維持するために、社会体育で指導されている方々に外部指導者としてご協力いただくこと等の検討も必要だと考えております。

ここ数年、区域外通学を希望する保護者・生徒が増加していることについては、決して、あるべき姿ではなく、部活動を行うことの目的や、地域の学校で学ぶことの意義、郷土佐用を愛する子供たちを醸成することの大切さを保護者・生徒・地域の指導者の皆さんに引き続き、説明・啓発するなどして、区域外就学の抑制に努めていきたいと、このように考えております。

義務教育段階において、地域の学校にて、地域の方々とかかわりを持ちながら学ぶことが、総合計画に掲げる「佐用を担う人を育て自己実現を支える」このことにつながるのではないかと、このように考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 答弁にありましたように、学校、地域の現状、最初の質問でもしましたように、生徒数、教員の数等々は認識をしているつもりでございます。

ただ、今回の質問につきましては、教育委員会、学校、町当局へ押しつけをして、部活動に限定をして何かをしてほしいというわけではなく、先ほど、答弁の中にもありましたように、住民の方々、社会体育の指導者の方々とか、保護者への協力、また、当然、負担というようなのもかかってこようかと思いますが、そういったことを考慮した上での可能性の模索というのは、できないのかというふうな質問をさせていただいておるつもりなのですが、その点は、ご理解いただいているのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） はい、理解しております。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） それでは、それを踏まえた上での現状維持でしかできない。子供たち、また、保護者の方々には、中学生のスポーツと言いながら、僕は、もうちょっと広義でいくと、先ほど、答弁の中にもありました文化活動も含めて、地域と一緒にあって、この小さな町でのあり方を模索できないかなと思うのですけれども、それは無理で、今現状の教育方針ということで、理解してよろしいでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 千種議員の今、おっしゃられた質問の意図、もう少し、わからないのですけれども、今の現状で佐用町の実態に応じて精一杯学校教育を通じて、部活動、文化活動も含めてやっている。

また、社会体育等を含めたクラブ活動からもご協力をいただいているというように、私は理解しております。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 千種議員。

2番（千種和英君） この佐用町における、いろいろな環境というのは、決して恵まれている。豊かではないとは思っています。

やはり人口の減少から始まりまして、産業の問題、いろんな問題があると思いますが、その中で、やはり変えていかなければならないこともあるのではないのかな。

現状を維持していこうということ自体が、衰退を意味していくのじゃないのかなというふうに、僕自体は考えております。

少し、経済の話、生物、2つの例のほうで、ちょっとお話をさせていただきます。

富士フィルムという会社をご存じですか。最近、フィルムやカセットテープというのを買われたことがあるでしょうか。また、周りで、そういった物を購入されているというのをご覧になったことがあるでしょうか。

森下仁丹という会社もご存じですか。一昔前のおじさんが、今の僕らの世代なのでしょうけれども、少し独特の香りのする小さな仁丹の粒をなめていたのですけれども、そういった方を、今、ご覧になったことがあるでしょうか。

なかなか、そういったニーズというのは、今の現代社会においてははないというのが、現状です。

しかしながら、両方の企業につきましては、今も上場企業として業績を伸ばされています。

どういったことかと言いますと、当然、世の中の変化、顧客のニーズというのの変化に合し、商品、業種等々分野を変えてきているからにはほかなりません。

富士フィルムにおいては、バイオや化粧品、光学機器の販売をされています。

森下仁丹においては、シームレスカプセルという固体や液体を丸くする技術そのものを経営の柱に変えてきております。

先日の金谷議員の質問の町長答弁にもありました、今、町内業者への支援策という中にも、第二創業という言葉もありました。

時代とともに変えていくということも必要なことではないのかなと思います。

生物学で一例を言いますと、イギリスのチャールズ・ダーウィンが提唱した進化論というのをご存じでしょうか。南米エクアドル領にあるガラパゴス諸島において、動物・植物が環境の変化に対応した島ごとに違った形や習性を持っていることから、周辺環境に対応したものだけが生き残るという学説です。

決して、大きなものや強いものが生き残るということではないという学説です。まさに佐用町のこれから生き残り、発展していくための方法、方向性ではないのかなというふうに考えます。

発想の転換をして、子供たち、子育て世代の保護者に夢のある教育環境をと考えますが、もう一度だけ聞きます。いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 千種議員の言われる変えていくということで、佐用の教育が変わっていないというようにおっしゃられているのかなと思うのですが、かなり私は変わったと。

私も佐用に勤めて30年たちますけど、ここ数年ですごい変化を、私は感じております。

ですから、どの部分をとって変わっていない。どの部分をとって変わったという、その具体的な大きな教育論ではなくって、具体的なところで、この部分をもっと変えてほしいとか、そういうのとは、ちょっと違うんじゃないかな。今、話されている分と、どこの部分で答えればいいのかというふうに、私は、今、感じました。

ですから、私は、変わっていないとは思っておりません。現実には、子供たちの、そういう、今、ここの議論になっておる部活動についても、かなり変わってきているわけですね。だから、こういう問題が起こっていると、私は理解しておるんです。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） 千種議員。

2番（千種和英君） 教育全般に関しては、確かに、今、佐用町の教育に対する取り組みに対しては評価をさせていただいております。

悲しいかな、やはり一番原因となっているのが、次々、やっぱり子供たちも出ていく。昨日の町長の答弁にもありましたように、18歳でこの町を離れる。これが一番人口減少の一番大きな転換期だろうという話があったのですが、最近のこの部活動の問題から発しまして、中学校入学、12歳でもこの町を離れる人間、子供たちが増えているというのも、これも大きな課題じゃないのかなって思います。

そこに関して、どういった対応ができるのかという中で、こういった今後、もうちょっと違う観点からの取り組みを提案をしているわけですが、やはりそうですね。

お考え的には、今の教育方針、部活動運営、社会体育への広がりには可能性がないということですかね。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 前回の3月にも申しましたとおり、今現在、文科省を含めて日本国全体がそういう動きで、今、検討入っていると。この秋、国会のほうでも、その審議をするという方については、ご存じでしょうか。そういう動きを、今、国自体がしておるわけですね。だから、佐用だけの問題ではない。

ただ、佐用についても、今、言いましたように、変化がどんどん、どんどん起こってきて、さらに子供たちの選択肢が増えてきている。

私自身が、今、思っていますのは、昔は、長兄が家を継ぐんだという思想で、ずっと育てられたのが、今は、それがほとんどなくなってしまった。そういうこともあると思うのです。いろんな場合が考えられる。

ですから、これだけだからどうだとか、これが原因だからということで、私はないというふうに理解しております。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） 千種議員。

2番（千種和英君） 教育に関しての社会体育、部活動に関しては、また、これからもお

いおい僕はちょっとライフワークにしていきたいと思いますので、また、いろいろと勉強させてください。お願いします。

すみません。同じ趣旨で、町長、お願いをしていいでしょうか。

人口減少という部分で、先ほど、教育、部活動という面から教育長には答弁をいただいたのですが、子育て支援という面、人口の定住という面から子育て支援ということに対して、佐用町も本当に熱心にしていただいております。

私の読んだ本によりますと、今、経営者の感覚で、今、地方創生を書かれた本を1冊読んだのですが、その中で、子育て世代、子育て支援という中で、子育て世代と教育世代というの、それこそ中学校入学というので、2つに分けられていました。その中で、地方創生ということで、やはり、いろんなところが定住対策、UIJ ターン、定住、移住を促進するというので、いろんな補助制度、支援制度して、人口が増えた町がございました。

しかしながら、残念なことに、次、教育世代になりますと、金銭的な支援で子育てをしていただいた町からは、次に教育世代で支援をしている町に人口が流れたというような事例も現実に全国では起こっております。

今現在、一生懸命、やっぱり子育て支援をしていただいている町の町長として、今のこの中学生の問題を、教育論じゃなしに、定住という面から、どのようにお考えでしょうか。答弁いただけたらありがたいです。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、子供を持つ親、ご両親、そのご両親の一番大きな関心事と申しますか、皆さん、一生懸命努力されている、これは子育てと教育ということが切り離せないと思うのですね。当然、子供たちを、しっかりと、また、教育しながら大きくすると。で、いろいろな子供たちへの将来、いろんな道、そういう将来、しっかりと大きくなっていろんなところで活躍できる子供にしたい。そういう思いで皆さん子育てをされております。

だから、小学校ぐらいな時代が、子育て世代で中学校になって教育ということではない。だから既に、早いところでは、保育所ぐらいから塾へ通わしたり、小学校ぐらいになると、どんどんと、そういうふう子供への希望もあり、親のやっぱり望みも希望もありして、塾へも行く。それも町内だけではなくて、ある程度遠くへも行く。それから、中学校になると、既に、その義務教育機関であったとしても、私立等の遠いところでは、県外の中学校にも進学をされる。それも、進学ということだけではなくて、進学というのか、一般の教科という学力ではなくて、もう1つはスポーツで将来の専門的なスポーツで、これから将来活躍できるようにということで、そういう指導がされる。また、そういう環境が整った学校に行かせる。こういうふうな状況です。

ですから、実際、今言われる人口なり、こういう減少問題、こういう問題から考えた時に、親御さん、親にいろんな子供たちへの子育て、教育、支援をして、親も一生懸命、自分がそこに、子供にそれだけのお金もかけてしながら、やはり、そういう進路というのは、具体的には神戸や大阪、東京、そういうところに行ってしまう。だから、それ1つの町が行政として、いろんな投資しても、ある意味では、一生懸命投資した分だけ、今、言われるように、もっともっと町外へ出て行かれる環境が、ある意味では、それを応援しているようなところもあるわけです。それが非常につらいですけども、でも、私は、やっぱり

佐用町だけで物事を考えられない時代だと思うのですよね。

だから、やはりそれは、佐用で生まれた子供が、しっかりと、いろいろなそこで教育受け、また、いろんな経験をしながら、広い世界の中で活躍できる、まずは、1つは、子供に成長できるように応援していくというの、これも、これは親だけではなくて、行政としても一緒に応援するというふうには考えないと、それだったら何も、行政が応援しないほうがいいじゃないですかと。そんなところにお金かけずというような話になってしまっただけは、今の時代では、それは佐用町という狭い範囲じゃなくって、日本の国として、これは非常にマイナスになるのではないかというふうに思います。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） この質問に関してのお二人の答弁、内容は理解しましたので、この質問は、これで終わらせていただきたいと思います。

少し関連しているのですがけれども、次の質問に行かせていただきます。

町内事業所への就労支援はということでございます。

積極的に定住対策に取り組んでいる本町にあっても人口減少においては、いまだ決定的な成果は顕著にあらわれているとは言い難い現状であります。

人口の社会減、若年層の他地域への流出にも歯止めをかけるまでは至っておりません。

その原因の1つとして、町民の皆さんから、働く場所がないとの声をよく聞きます。ただ一方で、事業経営者の方からは、幾ら求人をしていても従業員が集まらないとの声も多く聞かれます。

今、都市部では慢性的な労働者不足。特に中小企業の若年労働力が大きな社会問題となっており、これは佐用町にとっても同じであると考えます。

そこで、町長のこの現状についての認識と、今後の取り組みについて伺いたいと思います。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、千種議員からの2点目のご質問でございます町内事業所への就労支援はということについてお答えをさせていただきます。

まず、慢性的な労働者不足に対する現状と認識、そして今後の取り組みについてということでございますが、このご質問については昨日の金谷議員のご質問とも関連があり、その答弁とも重複する点がありますが、改めてお答えをさせていただきます。

千種議員からご指摘のとおり、全国的に介護福祉施設や中小企業の各事業所、労働者不足は深刻で、事業所の求人者数に対して求職者数が下回る、いわゆる売り手市場が続いており、製造業の多い西播磨地域にあつては特にその傾向が顕著となっております。これは我が町においても同じで、佐用高等学校の進路状況を見てもそのことが伺えます。

平成28年度、町内事業所から佐用高等学校へは、21の事業所から27名の求人があったということですが、町内へ就職した生徒はわずか8事業所12名で、うち町内の生徒は9名ということでございます。

こうした背景には、所得水準の向上や高学歴化の進展による都市部への流出が大きく起

困しているものと考えられますが、進路指導の先生に伺っても、町内事業所の給与体系が特に他と比べて劣っているわけではなく、求人は増えている状況にもかかわらず町内への就職が少ないというのが現状とのことでありました。

こうした状況から、兵庫県においては、事業所に対して事業所が負担した奨学金や面接のための交通費、Uターン就職者の転居費用の助成制度を創設するなど、ふるさとへの就業支援を図っているところでございます。

一方、町においては、町有地の有効活用と新たな雇用機会の創出を目指して、学校等跡地施設利活用事業などにも取り組んでおり、町内の方々の多様な雇用機会の場の創出に努めているところでございます。

跡地活用の雇用状況を申し上げますと、旧三土中学校跡地の次世代農業モデルプラント佐用まなび舎農園では、農園の管理・運営の責任者として2名の正規社員と7名のパート作業員が勤務をされており、正規職員1名は町外からのIターン移住者となっております。

旧中安小学校のサービス付き高齢者向け住宅は、現在10月の開設に向けて改修工事が進められているところでありますが、開所後におきましては、だいたいパート職員2名、正規職員が7、8名ぐらいの雇用が予定されているというふうに聞いております。

旧江川保育園では、皮革製品の縫製所として、今、事業が行われており、4名の方がたつの市より通勤をされており、現在のところ新たな雇用創出には至っておりませんが、オリジナルブランドの立ち上げ等の事業拡大を検討されていることから、徐々に、そうした雇用が、新しい雇用が生まれてくるのではないかとというふうに期待をしているところでございます。

旧長谷保育園の障がい者就労支援施設では、就労事業としてミツマタ等の栽培出荷を手がけており、正規職員1名、非常勤職員3名の方が勤務をされているということであります。

このように、学校等跡地施設利活用事業の実施により、そうした雇用創出の面で一定の効果があらわれ始めているというふうに考えているところであります。

また、来春開校予定の美作市大原のスポーツ医療看護専門学校は、看護学科120名を初め、合計360名の学生がこの学校で学び、佐用町内の病院でも実習を行っていただく計画もされておりまして、卒業後、佐用町内への就労へとつながる可能性も高いというふうに見込まれており、当町においても特に労働者不足が深刻な医療・介護現場を担う若者を育成する機関として大きな期待を寄せているところであります。

このように、町では多様な雇用機会の創出により町内への定住を積極的に進めるとともに、本年度からは、町内に居住し通勤する新規学卒者に対して町内定住就職奨励金を支給するなど定住と人手不足の解消を目指して取り組んでいるところでございます。

今後は、さらに商工会とも連携して、町内事業所の仕事発掘と積極的なPR、移住相談会等においては仕事をセットにした移住相談を受けるなど、地域雇用対策の推進に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 今、答弁の中で、いろんな場面で雇用の創出というのをされているというのは理解できました。今までも、いろいろ報告があったところでございます。

今回の質問は、雇用の発掘というよりは、求人の方、町内で、今、こういった形で求

人をして、そういった労働力のマッチングというような取り組みをされているのか。具体的な取り組みがあれば教えていただきたいのですけれども。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 町内の求人とかにつきましては、ハローワークさんのほうで求人をしているというような状況になっております。

先ほど、町長の答弁の中にもありましたが、移住相談等におきましても、若い相談者については、町内での仕事、そういった相談もごさいます。そういうことで、商工会とも連携して、今後、相談会の場で仕事の状況、求職の状況も一緒にお話しできるような形にしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 先ほど、課長の中から、定住促進に関しての移住者の求職というのが出たのですけれども、今、取り組まれている定住促進、UIJ ターン、一定の成果が出て移住される方もいらっしゃると思いますが、その方々からの求職、何か仕事を探しているのだというようなことは、どれぐらいの割合であるのでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 平成 28 年度に商工観光課の定住対策室がかかわって移住をされた方というのは、10 世帯 21 人ございました。

その世帯主の方の就業状況についてでございますが、新規に起業をされた方が 1 名ございます。

それから、転勤または佐用町内に就職が決まった形で転入なりされた方が 2 名あります。

それから、仕事は変わらずに転入をされた方というのが 5 名。

それから、転入後、新たに町内で仕事を探されて、就職された方が 1 名。

それから後は、定年後の移住ということで、田舎暮らしを、ゆっくり楽しみたいということで、無職の方が 1 名というような状況となっております。

という形で、相談会の中で、相談の中で就職の希望を聞かれた方については、希望をお聞きして商工会でありますとか、商工会青年部さんのほうとも相談をさせていただいて、求人の状況を提供しているといった状況でございます。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） すみません。質問の趣旨が、そうした非常に人手不足で、労働力を、

どう確保していくかという、その趣旨が主で、その町内で、いろいろな雇用の機会とか、そういうものを新しくつくっているということは、一方では逆に人がいるということで、それに対してのなかなか解決策がないということでもあります。

これは、当然、人口減少と、それと、どうしても今、一極集中の中で、全国的な、今、人手不足の中で、都市部のそれぞれいろんな企業においても、非常に求人が高い水準にあって、今、大学生、新卒者でも以前は冬の時代ということで、なかなか大学出ても、学校出ても就職がないというような時代があったのですけれども、今は、ほとんど早く確保するという、そういう募集しても、なかなか応募がないと、それは役場の職員なんかの募集においても、その傾向があります。

今のところ、定員を割るようなことではない。以前のように、5倍も10倍もの倍率で応募して来るかといったら、そうでもないということです。

ですから、する中で、なぜそれかというのは、1つは原因は、先ほどからあるように、全体の労働力不足はありますけれども、業種に偏っているわけですね。

やはり、今、時代の中で、若い人たちがいろんな情報、いろいろな勉強してきて、こういうところで将来働きたい。こういう仕事をしたいというものと、町内にある事業所の仕事、これとはなかなか合致しない。

特にやはり、介護や福祉の仕事というのは、非常に大事な、本当にこの仕事というのは尊い仕事なのですけれども、実際、そやけど、誰もが、若い方がその仕事を、まず、選択するかというと、なかなか、そういう選択する子は限られてくる。

それに合わせて、そうした介護や医療、この専門職と言われるのも、都市部でも非常に、まだまだ不足をする。そうすると、学校へ行って、これは資格を取らなきゃできない仕事ですから、その資格を取るために専門学校とか、そういう学校に進学する。それが、当然、たくさん、そういう学校が存在しているのは都市部にある。都市部の学校に、高校を出て、また、高校からそういうところへ行くということになると、そちらのほうに求人が、非常にたくさんあって、同じような条件であったとしても、そちらのほうのところに就職をする。

だから、1つの方策として、こうして地域で、そうした人材を育てることによって、100パーセント、そこで就職をしてくれるわけじゃないけども、やはり地域の医療機関、福祉施設、そういうところと、そういう中で研修したり、そういう実習をして、その学生、あいだから、それやっぱ強いつながりをつくって、何とか地域の中での人材として働いてもらえるような人材を確保しようと、これは1つこういう方法で、今、取り組んでいるわけですね。

ただ、民間企業でも、そうしたって絶対量が、これから、ますます労働力不足ということで、もう既に、町内にも外国からたくさんの労働者という形で、これは研修という形で、今、入って来ているわけですね。

国においても、以前は3年間という期限で、また、実際に受け入れて、実習、研修をして、また帰るとというのが、国としても、そうした今後、日本にとって、この労働力不足を解消していく1つの大きな手段として、そうした国外から、外国からの労働力の導入ということ、この方向には1つあると思うのですよ。

ですから、3年間というのが、今、これから5年間という期限も長くなりました。

それに、実際に専門職によっては、もうそういう期限をせずに、ずっとこの国内で働けるような制度、だから、そういうことが、これから、全体として取り組んでいかないと、特に日本全体として、そして、それは同じように、佐用町の中にも、特に、若い人たちが都市部へ向かう中で、地方の町ほど労働力不足というのが出てくる。そういう予測もされますので、これは、そういうことで、佐用町だけで、なかなか対応できない。そういう、

これは近隣のいわゆる定住圏中枢拠点施設とか、この生活圏の中で、各市町とも連携をしながら取り組むんでいかなきゃいけないし、大きくは国が、将来の方向、私は、やっぱり移住とか、ヨーロッパなんかがとってきた、そういうのは、やはり日本にはそぐわないと思います。個人的にはね。

しかし、そうは言っても、東南アジア、近いところからの労働力というものは、やっぱり導入して来ないと、特に介護、医療、こういう中で、今後、幾ら施設があっても、そうしたサービスを提供することができない。運営することができない。そういう状況が、これは全国的に生まれるだろうということは、推測されますので、そういう大きな問題であるということで、じゃあ、佐用町でどうできます。どうやりますということは、これは言えませんが、状況としては、そういう問題であるということの認識は、私は、持っております。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 先ほど、課長の答弁の中に、求人の方が、ハローワークというのが出たのですけれども、なかなか最近、ハローワークからの求職というのが、なかなかないのでですね。

と言いますのも、私の事業においても、まだまだ小さいのですけれども、20人ぐらい雇用しております。その中から、ハローワークに出したのですけれども、ハローワークからの応募というのは、1人もいらっしゃいません。やはり、今までのおつき合いの中、ネットワークの中からスタッフが応募してくれているのですけれども、その中で、やっぱり、やりがいのある仕事というのですか、先ほど、佐用高校の卒業から、町内就職者は9名ということなのでも、町内事業者さん、当然、進路指導の先生、進学、就職に関しても、企業の情報等々は、解除はされているのでしょうか、今後、事業所側に求められるのは、事業においては、顧客満足度なのですが、それ以上に求められるのは、就労者の満足度ではないかなというふうに思います。

業務の内容だけではなくて、企業理念であったり将来性、そういったことを、きちりと、働いていただける人に伝えられる企業、事業所には、人が定着するように、私は、考えております。

そういった、就職のマッチング事業等々につきまして、町当局でありますか、または、商工会、または、経営者協会等々の各種団体と連携をして、町のほうで何か取り組むような募集はないでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 今、広域連携のほうで、企業による就職の説明会とかいうものも開催をしております。たつのでありますとか、姫路、そちらのほうの情報を各事業者さんにも流して、そこへ参加をしていただいたりとかいった取り組みはしております。

それで、商工会さんなりと、今後、一緒に協議をして町内のそういった仕事のほうの掘り起しと、そのPRの方法について、これから検討していきたいというふうな形で、今年度から、そういうことをしようということで、商工会と、今、打ち合わせを始めようと

いうふうな形でしておるところでございます。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 具体的な数字が、今、手元にあるかどうかなのですけれども、広域連携された場合に、今までも声かけをして、町内の事業所さん、参加状況というのは、どんな感じなのですかね。

と言うのも、やはり、あまり大きな事業所がない中で、ほかの地域へ行くと、大きな事業所さんがある。なかなか、そこでは参加しづらい。ですから、先ほど言いましたように、できたら、佐用町域ぐらいの皆さんか、経営者自体も顔を知った中で、そういったマッチング事業ができないかなという提案なのですけれども、ちょっと、そのへんの数字、具体的にじゃなくてもいいので、感じ的なものでもいいので、答えればお願いします。

[商工観光課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 広域でやりました説明会に参加されたのは、確か、横山さんだったかな、1社だけだったのではないかなというふうに記憶しております。

それで、今後、その商工会のほうなりと協議しながら、議員がおっしゃったようなことができるかどうかというのも含めて、今後、検討してまいりたいなというふうに思います。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） ぜひ、そういった事業に取り組んでいただいて、雇用もそうですし、やはり、そういった優秀な人材が、地元事業所さんで頑張っていただけるような環境づくりをしていただきたいと思います。

それと、先ほど、町長の答弁の中にありました、地域でやはり人材を育成していくのだ、福祉のほうもそうですし、今、一生懸命頑張っている、まなび舎農園ですけれども、先日、報道の中で佐用高校の生徒さんが体験をされたという報道がありました。今後、佐用高校の農業科学科のほうのカリキュラムにも、教育プログラムにも、そういったものを組み込んでほしいというのが、町の思いだそうですが、まだまだ1回目、2回目、まだ1回しかされていないのですかね。何度かされているのですか。すみません、それも、また、ちょっと教えていただきたいのと、その中で、やはり、そういった学科の生徒さんたちが、あの現場を見て、就労体験をして、どのように反応したのかというのを、教えていただければお願いします。

[企画防災課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） まなび舎農園で、こういう体験をしていただいたのは、農園ができてからだと初めてですので、昨年度の学生たち、生徒さんは、福崎の農園で研修をしていただいたのですね。そういう中から、当然、就労体験もしていただいたり、そういう新しい農法についての講義を IDEC S&C の社員の方から生徒が受けたり、そういうこともしてっております。

非常に、その時、私も一緒にいたのですけれども、生徒に感想を聞きますと、大変、興味深かったというような声を聞きまして、本当によかったなと思っておりますし、後で、先生に聞きますと、そういう農園に勤めたいという子供たちも、複数名いらっしゃるということを知っておりますので、こういうことが、これからの農業の担い手育成につながっていけばいいなというふうに考えております。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） ちなみに、去年、福崎で体験をされたのは3年生なのですかね。それで、卒業されて、それこそ、このまなび舎農園なり、それじゃなくても、そういったところに就職されたというような話は聞いていますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 3年生だけに限らず、2年生でどういうことをする。3年生でどういうことをする。1年生でどういうことをするというような形で教えていただくような格好になっておるのですけれども、去年、こういう農園研修をした3年生からアンケートをいただいたのですけれども、そうしたら、やはりこういう次世代型の農業ですね、農業プラントについては、非常に興味が深いし、どうすれば、この会社に入れるのだろうかということもアンケートに書かれておりました。

ですから、その中で、農園にも勤めた者もいると思うのですけれども、ちょっと具体的には、今日、数持っておりませんので、具体的な数字は申せませんが、その中では、やっぱり近くの近隣の農園に勤めた生徒もいると思います。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 千種議員。

2番（千種和英君） この佐用町を今後担う人材の育成とともに、先ほどから言いますように、やはり働ける場所づくり、また、今、頑張っている地元事業所さんへの、やはり優れた人材を残していく、マッチングしていくというようなことを、今後も町当局をお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（岡本安夫君） 千種和英君の発言は終わりました。

続いて、6番、石堂 基君の発言を許可します。

〔6番 石堂 基君 登壇〕

6番（石堂 基君） 6番議席、石堂です。

今回は、佐用町地域福祉計画策定について、一般質問をさせていただきます。

本年度策定予定の佐用町地域福祉計画については、コンサルへの委託と庁舎内協議検討、そして、住民意見の募集等が作業内容として、現在、示されています。

今回作成される佐用町地域福祉計画は、これから本町が進めるべき、住民主体の地域福祉活動推進を支える重要な計画であり、地域包括ケアシステムとも連動する必要性を感じています。

そこで、次の項目について伺います。

決定されている本計画の策定スケジュールと策定委員会等の概要についてお知らせください。

2点目、住民参加の意識づけを進める内容。具体的には、講演会、研修会等の開催予定があるのか、ないのか。

3点目、住民・地域と問題や課題の共有化を図る内容。

4点目、地域包括ケアシステムとの関係性について、どのように考えていらっしゃるか。

5点目、地域福祉活動の担い手や拠点づくりについてお答えください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 今議会、一般質問最後の石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

佐用町地域福祉計画策定についてということでございますが、まず1点目の現在、決定している策定スケジュールと策定委員会の内容についてということでもあります。担当者の異動もありまして、計画を進めておりますスケジュール、予定より約半月ほど遅れてスタートをして、今、順次進めております。

5月に、佐用町地域福祉計画策定委員の選考を行ったところでございます。

この6月中に、佐用町地域福祉計画策定業務の委託について、プロポーザルで選考を行い、委託業者を決定したいというふうに考えております。

7月の中旬には、第1回目の佐用町地域福祉計画策定委員会を開催し、委員の皆さんへの委嘱状の交付と計画策定の説明などを行いたいと考えております。

10月の上旬には、第2回目の策定委員会を開催し、既存の計画をもとに意識調査、また、調査の集計・分析、統計資料等の収集を行って、佐用町における現状の実態把握と課題の分析を行った後に、計画目標の決定を行い、計画の素案を提示をしたいというふうに考えております。

さらに1月の下旬には、第3回目の策定委員会を開催して、素案をもとに町民の方からの意見募集も行い、佐用町地域福祉計画（案）を、策定をして、また、議会へも提示をさせていただいて、いろいろと説明をし、ご意見をいただきたいというふうに考えております。

3月には、そうした手続きを踏み、作業をしながら、地域福祉計画（最終案）を決定し、3月の議会に提案をさせていただく予定で、準備を進めたいと思っております。

策定委員会につきましては、平成29年3月に佐用町地域福祉計画策定委員会設置要綱

を制定いたしました。

委員会は、15人以内の委員をもって組織をいたします。内訳は、学識経験者が2名、福祉に関係する団体の代表者が5名、地域に関係する団体の代表者が3名、関係行政機関の職員が2名、住民代表が2名というふうになっておりまして、第1回目の策定委員会で委嘱をさせていただき予定としております。

2点目の住民参加の意識づけを進める内容についてでございますが、地域福祉計画は、策定に地域住民が主体的に参画することが直接法律にも盛り込まれるなど、策定の過程が重視されております。多くの住民が地域福祉計画に関心を持ち、主体的な参加が得られるよう意識啓発を行うことが重要であり、子供から高齢者まで、地域の住民が何らかの形で住民参加の意識づけができるように策定委員の選考にも配慮をしたところがございます。

また、住民参画の必要性を周知するため、広報誌、ホームページ等で住民の意見や要望が計画に反映されるように配慮をしていきたいというふうにも考えております。

地域の実情に応じた効果的な手法が用いられるような講演会などの実施については、これも策定委員会において提案をさせていただき、また、検討もいただきたいというふうにも考えております。

今まで、これまで、高齢者、障害者、児童といった対象ごとにこうした計画を、策定をしてきておりますが、今回の地域福祉計画は、既存の対象ごとの計画に共通する内容を取り入れるとともに、地域の生活課題とそれに対応する必要なサービスの内容、量、その現状を明らかにして、その確保や提供する体制を関係部署が連携することにより計画的に整備することとし、住民一人一人が、自助、共助、公助の連携により解決できる取り組み内容といたしたいと思っております。

3点目の住民・地域と問題や課題の共有化を図る内容についてでございますが、今回策定する地域福祉計画の上位計画であります総合計画ですね、第2次総合計画を、昨年、策定をしましたが、その総合計画では「より充実した高齢者福祉の推進」「救急医療体制の充実」「健康づくりの推進」「子育て支援対策の充実」「障害者児福祉の充実」「地域ぐるみで支え合う地域福祉の推進」の項目を掲げ、それぞれの項目に対しての現状と課題を明記しております。

また、下位の計画であります、子ども・子育て支援事業計画では、現状と課題として「安心して子どもを産み育てる」「子どもが安心して過ごせる」「子育てに関する悩み」「子育てと仕事の両立」などを明記しております。

健康増進計画・食育推進計画では、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「睡眠・休養・こころの健康」「たばこ」「アルコール」などの分野ごとに健康づくりに関する現状と課題を明記しているところであります。

佐用町障害福祉計画と佐用町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、今年度計画の見直しをすることとなっておりますので、計画策定時に住民や地域から問題や課題を把握いたします。

このように、これまで、それぞれの項目ごとに、分野ごとに計画をしてきた既存の計画等で、既に実施しているアンケート調査や統計資料をもとに、人口、年齢構成、世帯、要支援者、人的・社会的資源等の把握、地域における福祉サービスの提供や利用状況、地域福祉拠点等の問題点の洗い出し、提供されているサービスの点検や必要とされるサービス量を把握をし、地域住民がかかえている課題を明らかにして、共有化を図りたいというふうにも考えております。

さらに、福祉分野以外の計画等の整合性も考えて策定をしなければならないと思っております。

次に、4点目の地域包括ケアシステムとの関係性についてでございますが、地域福祉計画は、当然、他の法定計画との整合性が求められますので、介護保険法におきまして、介

護保険事業計画に地域福祉計画との調和を保つよう規定されているところでございます。

本町では、第6期以降の介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置づけて、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けて、いわゆる2025年問題を視野に入れて、地域包括ケアシステムを構築することといたしております。

従いまして、現段階で予見をもって地域福祉計画の中身を論ずることはできないわけですが、その策定の過程におきまして、主要施策の1つとして地域包括ケアシステムの構築についてが、議論されるのではないかというふうに、当然、考えております。

そのような状況を踏まえて、地域福祉計画策定作業との連携を図りつつ、今年度、平成30年度から32年度を事業計画期間とする佐用町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画を策定したいというふうに考えております。

今後とも、地域の事情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくことを目指す国の方針を踏まえ、高齢者が、可能な限り住みなれた地域で、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療・介護連携、認知症施策、生活支援等の取り組みを推進するとともに、福祉・介護・医療分野等の連携といった既存の概念にとらわれることなく、地域づくり協議会や自治会、消防団、自主防災組織、商工会など、関係団体との連携により、自立支援や介護予防に向けたさまざまな取り組みを推進して、地域コミュニティを強化して、さらなる地域で支えあうシステムを構築することを目指してまいりたいというふうに思っております。

5点目の地域福祉活動の担い手や拠点づくりについてでございますが、住民は、地域福祉計画の策定について意見を述べるだけではなくて、地域福祉計画の策定に参加するとともに、自らが地域福祉の担い手であることを認識していただくことが重要となってきます。

地域福祉の担い手としては、地域住民や要支援者の団体、自治会、一般企業、商工会、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア団体、NPO法人、JA、社会福祉法人、町社会福祉協議会、社会福祉従事者、シルバー人材センターなどが考えられると思います。

町民一人一人が重要な担い手として期待されますが、少子高齢化や地域におけるつながりの希薄化などとともに担い手不足が深刻な問題になっているわけであります。

その結果、自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員などに負担が集中していることも大きな問題であります。今後は、各団体と協力して、地域福祉活動の人材育成にも取り組んで行く必要があるというふうに思っております。

また、社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員協議会など、地域の方々に構成する団体が連携して、地域福祉課題の解消等に向けた取り組みを効果的に進めるため、地域福祉活動の拠点づくりは必要であります。新たに施設を設置するのではなくて、地域にある既存の集会所、社会福祉施設、空き家、商店街の空き店舗などを積極的に活用して、話し合う場となる活動拠点を設置することも考えられるのではないかと考えております。

地域福祉課題が多様化・複雑化する中で、地域福祉を推進していくためには地域福祉団体の連携・協働が欠かせないものとなってきていること、このことが重要だということを前提に、地域福祉計画の策定に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） それでは、全体的な話で、いっぺんに集中するのですけども、この

計画づくりに対して、住民参加、参画、参加、そして、この計画に伴う実行を各地域で、どれぐらい地域住民の方に担っていただけるかという、その1点だけで、再質問なりを始めさせていただきたいのですけれども、当然、今回の計画づくりについて、私、3月に一般質問させていただいた時に、こちらからの質問内容でもあったのですけれども、先行されて実施されている各自治体においては、庁舎内で先ほどの答弁の中にもありましたけれども、福祉・医療・介護だけではなく、それぞれの行政全般にわたっての横断的な調整なり課題共有が必要だろうということで、庁舎内における検討会議、あるいはプロジェクトチームみたいなものをつくってやっているとありますよということで、紹介をさせていただいたと思うのです。

その時の町長の答弁では、そういうようなことも含めて検討しますという話だったと思うので、具体的にする、しないという明言はなかったのですけれども、そういうふうな一番最初の取っかかりの段階で、担当職員等の交代があつて半月ほど遅れているって、タイムスケジュールはいいのですけれども、ちょっと今、答弁いただいた内容でいけば、住民の参加の促進に関する事項というのが、何か、ピンとこないのですね。

それで、研修会とか講演会についても、今後、委員会で検討をするということです。だから、これは今後の委員会の検討課題なので、ここで明確にというわけにはいかないと思うのですけれども、そんな感じで、今、答弁のほう聞かせていただきました。

それでですね、まず1点目なのですけれども、まず、この委員15名ですね、これは実際に、この委員だけでやるのか。じゃなしに、委員会とは別に作業部会的なものを構成するのかどうかというのですね、これがさっき、ちょっと私のほう申し上げました庁舎内のプロジェクトチームというのですか、実行部隊的なものが別に存在するのか、しないのかというのが1点。

もう1点は、事前のアンケートですね、これは確かに、これまでの他の復興計画、これを縦断的に網羅するものであるから、あえて、そこで住民意識の調査は必要ないだろうということで、漏れているのか。いや、アンケートも予定はしますよというふうになっているのか。それが、コンサルが決まった段階で、プロポーザルで、どのような内容が出てくるかによって違うんだということなのか。そのあたり少しわかっている範囲でいいので、担当のほうからでも、町長からでもお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） この策定業務に当たりましては、こうした、まず、核になるのは策定委員会、こうして委員会を設置します。

ただ、今、スケジュールでも申し上げましたように、こうした策定の委員の方の委員会というのは、スケジュール的にも集まっていたいただいて検討していただく回数というのは、ある程度、第1回目は、そういう趣旨を説明し、次の2回目については、素案という、だいたい、いろいろな検討いただく資料という物をつくらなきゃなりません。それをした上で2回目。そして、ある程度、その意見を、当然、いろいろと伺った中で、出していただいた中で、概略の素案というものをつくる。そして、それに修正を加えて最終案として委員会で決定をして、それを議会のほうに、また、提出、提案をさせていただくということを考えると、委員会を開く回数というのは、3回から4回とか、それぐらいの回数になってしまうわけですね。

だから、そこで1日中やったとしても、なかなか細かいところまで、全て1から組み立

てていくというような計画をつくれるわけではありません。これは全ての計画において、そういうことになるのですけれど、それを実際に、素案なり資料をつくっていくのは、これは、担当者、役場の福祉課のほうの担当者のほうが、それに当たっていくということです。

それにプラス、そのためのコンサル、そうした計画にいろいろと助言したり、また、計画について、経験のあるコンサル、そういうものを選定して、コンサルと一緒に、そうした作業を行った上で、計画を具体化していくということになります。

ただ、この地域福祉計画というものを、私は、先ほど、ちょっと答弁でも申し上げましたように、町には総合計画という一番上位計画がございます。その中でも、（聴取不能）その分野として、町の医療福祉という分野があるわけです。

その福祉計画の言わば、この総合計画と同じように、地域福祉計画というのは、いろいろな福祉分野があるわけですが、そうしたものの一番上位計画に位置するというふうになるわけですね。ですから、本来、この総合計画があって、基本計画とか、それぞれの分野での計画をつくっているように、まず、総合計画を順番から言えば、早くつくっておくべき、そういうものだと思いますけれども、実際に、同じ福祉計画と言っても、非常に範囲が広いです。そうした乳幼児の福祉課の子育てから、子供たち、そして、いわゆる最終的に高齢者というような福祉、障害者、その障害にもいろんな障害があるわけです。そうした計画を細かく、それに対応する計画というのが、やっぱり一番ある意味では大事なわけです。そういうことで、これまでも、それぞれの障害者団体とか、子育て支援団体、また、それを支援するケアマネの方とか、いろんな方から意見を聞いて、それぞれの計画をつくってきております。

ですから、今回の計画におきましても、当然、そういう広範囲の計画になりますから、いろいろな方からの意見聴取、意見を聞かせていただく、また、意見をいただくということになる。だから、そのためには、一番は、この策定委員の中にも、そのために、そうした施設なんかの方々、できるだけ幅広い中で、人数 15 人の中に入れて、入っていただいて、そうした意見が聞かせていただけるような、そうした配慮をしているというつもりです。

それにプラス、これから住民の方の意見と、そういう参画が必要だと。これは計画が必要。国のほうからも、そういう方針も出ております。

ただ、そうは言っても、幅が広いですから、やはり私は、そういう同じ関係者、住民と言っても、例えば障害者、それも身体障害者なり、また、精神障害者、そういうような団体、そこに直接的に、そういう団体から、また、その分野における、そういう障害に対する、この福祉の問題、これを意見をいただくというような形、子育てなり、子供の福祉なんかについては、そうした子供たちの団体、計画も、子ども・子育て支援事業計画もつくっておりますから、これもアンケートをとったり、いろいろなものをつくっています。

だから、だいたいそのことについては、かなり一つ一つの計画つくる時に、そうした把握というのはできておりますから、改めて、もう一度、そのところが、もう少し補足したり、充実させていかなきゃいけない。わからないところは、そういうようなところを、もう一度、そこへ戻って、そこで聞くというような聞き方をしないと、たくさんの人に、例えば、集まっていたり、地域に例えば出て行って、いろんな意見聞かせてくださいというような話をしても、なかなか自分の関係しているところだけの話は、ある程度はできたとしても、そういう、きちっと、この計画に基づいた分野における、そうした意見をいただく、また、指導をいただくということは、なかなか、このへんは難しいなという感じはします。

ですから、これまで、相当いろんな計画、何年かごとにつくり直してきておりますし、

最近でも、いろんな子育て計画なんかも最近つくったとこですし、これから介護計画なんかにつきましては、昨年、アンケートとって、今年度、一緒に同時に、この介護事業計画というのもつくりまします。これも十分関係しておるわけですから、まあまあ、そういうことで、ただ担当課の福祉課だけではなくて、これについては、教育委員会とか、当然、役場の庁舎内での職員、いろいろな地域づくりなんかもかかわってくるということであれば、そういうところの職員も入って、協議を行うと、計画に参加するというようなことは、当然、必要だと思います。

そのへんは、また、担当課のほうが、福祉課のほうが主体となって、できる限り、幅広い計画がしっかりとできるように、これから進めてくれるものと考えておりますので、よろしくをお願いします。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） 細かな作業内容とか、例えば、アンケートとる、とらない。アンケート自身は、さっき答弁にもありましたように、本当にこれまでのいろいろな計画段階でアンケートもとられているし、数的なデータも集められているので、必要性というのは、そんなには僕はないと思うのですけれども、住民参加を求める。1つは、まず、委員会ですよね。例えば、公募の委員がいない。住民代表としたら2名、地域代表で3名という、その委員会を構成するメンバーの数の少なさというのに、ちょっと少し…。それで、本当に、今の生の声というのか、計画のよしあしも含めて、住民参画を得たことになるのか。

住民に対する、例えば、意識啓発とか普及活動というのは、広報誌なんかでありますよというのですけれども、それで果たして、みんなが、じゃあこれからの地域福祉というのは、自分らが担い手になるんやね。地域で支えていかなあかんよねというふうな意識変革につながっていくのかなというのがあります。

これ、言葉遊びしておってもあれなので、実際に、そのもとになっている、この地域福祉計画の策定方針というのがあります。これはもう当然、担当課長のほうがご承知だと思いますけれども、この策定方針の中に、まず一番最初に計画に盛り込むべき事項3つありますよね。

まず、1つ目は、これは地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項ということで、これは各種、例えば身体障害者であるとか、介護であるとか、もろもろの、今、どれだけの必要量があって、それに、どう答えていくんやという量的な部分ですね。

それで、2番目に、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、これについては、さっき言ったように、公私協働の実現であるとか、それから、各福祉・保健・医療・介護、生活関連の分野での連携の強化。

それで、3つ目に上がっている、この地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、このことが僕は、今回、佐用町で地域福祉計画をつくる一番大きな目標に、目的になってもいいんじゃないかなというふうに思っているんです。

さっき言ったように、1つ目、2つ目の例えば、福祉サービスの適切な利用量、ニーズ調査であるとか、サービスの点検であるとかというのは、これはそれぞれの計画の中で全てできていますよね。要は、でき上がった計画というのは二の次で、実質、網羅されている計画は、それぞれ個別にあるわけですから、何が今、ここで一番要るかっていうのは、それぞれの計画に上がっているサービスを提供する。それは、対象者になれば、サービスを提供を受けるわけですから、そのサービス以前になる。例えば、地域での見守りで

あるとか、声かけであるとか、そういう部分を、もっと地域でしっかりやってくださいよ。やっていかなければ、これからの医療、介護というのは、もっともっと膨大になりますよ。これは数字的なところは、また、後ほど言いますけれども、要は、地域の皆さんに、どれだけ、この地域福祉というものに、もう一度手を貸していただけるか。地域で見守りができるようになるか。というふうなところが、この計画づくりで、僕は住民の方に、もっとPRしていく必要があるんじゃないかなというふうに思うのです。

それで、これは当然、この福祉計画自身が、平成十何年に社会福祉法が変わってできたものですから、ガイドライン自身は、その時に出たものが、今現在も、どうも変わっていないみたいなのですけれども、このガイドライン見ても、一番最初に計画の策定手順として、一番最初に上がっているのが、準備として、住民参加の意識づけってなっているのですよね。

当然、広報啓発活動、それから、情報提供活動となっているのですけれども、その次に住民団体などによる問題や課題の共有化ということで、座談会であるとか、研修会であるとかというのが上がっているのですけれども、このあたりを含めても、計画書の中に上がっている。じゃあ、これから、どれだけのサービス料が、この地域で要って、佐用町で要って、それを支えるのに、社会福祉協議会は、どういう事業展開するかっていうのは、これは、それぞれの計画にあることです。よりのこの計画づくりを機に、もう一度言いますけれども、地域の住民の方に、どれだけ地域福祉に関心を持っていただけるか。これからは、皆さんで支えていかないと、行政ではフルサービスできないですよ。ぐらまで、意識啓発の中に盛り込んでやっていくタイミングじゃないかなというふうに、私は思うのですけれども、これはこの地域福祉計画自身の作り方というのを、私が勘違いしているのか、取り違いしているのでしょうかね。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） いえ、今、石堂議員が言われること、それがやっぱり、今回の福祉計画つくる上で、非常に重要な、今後の福祉事業を行う上で、と言うことは、住民の方が、ここにも上げておられます地域福祉の自らが担い手であるという認識、これを改めて、いかに持っていただくか。それには、その方にとって、今は、元気であっても、こういう今は、佐用町の中には、いろいろな障害なり、また、必要な福祉サービスというのがある。

それにまた、次、将来には、これは当然、これ将来も予測しますから、こういう状況になりますよと、こういうことを、しっかりと認識をしていただくということが大事だと思います。

だから、そういう意味で、私も先ほど申し上げましたように、個々のいろんなニーズ調査とか、障害者福祉計画とか、また、子ども・子育て支援事業計画とか、健康増進計画とか、地域における介護保険計画とか、そういうものは、私は、個々にそれぞれあまり力を入れる必要ない。もうできあがっているのですから、それをまとめた総合計画なのですね。

総合計画ということは、幅広くこういうことを、皆さんに、もう一度認識をしていただく。これは福祉計画と同時に、必要なのは、町民の皆さんの意識というものを、しっかりと、もう一度そういう認識をしていただく。だから、それには、私は、計画段階で、皆さんの意見を聞くというのじゃなくって、この計画というの、あるこういう状況というの、はっきりと今、言われるようにあるわけですから。だから、このことを、皆さんに認識していただくというのは、これは、例えば、地域づくり協議会のような、そういう地域

の活動の中で、地域コミュニティ、今まで、醸成のために、いろいろな活動をしていただいております。

でも、それは、何かと言ったら、地域の皆さんが地域の絆をしっかりと、改めてつくってこうということでの協議会の活動もしていただく。

それを、なぜ、それが必要かというのは、こういう社会、こういう地域のこれから課題があるから、そのために地域の絆というのが非常に大事なんだということで、これまで地域づくり協議会としての、そういう活動の大きな目的があると思うのですね。

ですから、そういう中で、この今言われる問題というのは、ある程度のそうした素案ができて、こういう課題がはっきりして、総合的な計画ができれば、それをまた、地域づくり協議会のいろいろな活動報告の中で、皆さんに、きちっと説明をしていく、そういう取り組み、これはまた、地域づくり協議会活動の1つの課題として、入れていただくように、ここは、また、センター長の皆さんや自治会長の皆さんにもお願いをしていく。

単発的なフォーラムやったり、それは必要、1回ぐらいは、こういう福祉大会みたいなことをするというのも、意識づけには必要かもしれませんが、1つは、そういうことをした上ででも、そういう地域に出ていくとすれば、地域の皆さんに、そういう認識をしていただくとすれば、それは、地域づくり協議会の活動というようなものが、やっぱりこれに非常に大きく関係してきていると思う。

だから、私は、先ほど言いましたように、この町内でも職員としても、福祉課だけじゃなくて、そうした地域づくり協議会なんかの担当しておるところの担当課も、担当者も一緒に入って考えていかなければならない。それは、なぜかと言ったら、その計画をつくるというか、計画を浸透させていく、皆さんに認識していただくということへの取り組みということを含めてのお話をさせていただいたつもりです。そういう考え方は持っております。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） 今の話の中で、地域福祉計画ということと同じ言葉の並びで、地域づくり協議会という1つの単位が、地域ということで、町長の中では、捉えられているのだと思うのですけれども、私は、この地域福祉計画自身で、要介護者、要援護者なんかを支えていくのは、もう1つ下の地域、要は、言えば、お隣近所、自治会単位だと思うのですよね。

確かに、地方自治体によっては、地域づくり協議会的な組織の中に、この地域福祉計画の実行部隊ということで、拠点を1つ落としてというのをやっているところもあります。

例えは違いますけれども、昨日、金谷議員の一般質問の中で出てきた邑南町ですね、これ地域福祉計画づくりの中でも厚生省の推奨事例というのか、先進事例で紹介されています。3例か5例の中に。ちょっと、過去のものなので、古いかもわからないのですけれども、づくり方は、いろいろだと思うんです。

例えば、委員にしても、委員については20名ぐらい。作業部隊60名ぐらいそろえているのですよ。それで1年間かけてやっている。

それで、そこででき上がったものを、町長が言われるように地域づくり協議会なんかで広げていく。

あそこは、なぜ、それが地域に置いていたやつが、各住民のとこまでおりていくかと言ったら、昨日、金谷議員の話の中にもありましたように、その地域づくり協議会の中に、

コーディネーターじゃないですけども、行政職員入っていて、各集落との連携というのを、非常に密にできているので、そういうふうな形が、地域福祉計画1つ捉えても、即で上がったものが、地域に反映される。当然、計画づくりの時には、集落住民から出た生の声が、協議会経由で計画づくりに反映されているというふうな形で評価のされ方をしています。

同じようにしろと、なんて言いませんけれども、やっぱり実効ある計画なり、計画書づくりが、僕、うまくいってもよくないと思うんですよ。

要は、これから先、昨日、小林議員の質問にもありました。地域の農地をどうやって守っていくのか。金谷議員の質問にもありました。地域の定住対策、定住をどうやって守っていくのか。これ、結局、地域の住民がこれまで以上の力を出さないと守っていけない。そこには行政のアドバイス、てこ入れ、支援というものが要る。その関係を、もう一度作り直す、いい機会だと僕は思っているんです。

この福祉関係に入る、以前、昨年9月ぐらいから始めさせてもらって、当然、町長もよく言われますけれども、地域包括ケアシステムの充実した形をつくりたい。地域包括のケアシステムというのは、結局、要援護者、要支援者を取り巻く形で、やっぱり助け合い、支え合い、それから早期発見、見守り、そして、それを直接のサービスに結びつける関係、それを取り巻く形で、福祉施設があったり、行政機関があったり、医療機関があったり、介護施設があるわけですね。

結局、この福祉計画つくること自身が、この包括ケアシステムの密度を上げるということですか、より小さい生活エリアで、枠組みをつくっていく。

だから、この計画づくり自身、これから、こういう計画が大事なんです。こういう計画つくりましたよというのを、どれだけ住民に対して広く深く落としつけていけるか。これによって、包括ケアシステムの充実度というのは、僕は変わってくると思うのですよね。

実際に昨年、そしてまた、今年、保健師の増員をして、包括ケアシステム、センター自身を充実させていただいていると思うのですけれども、その方向性というのは、絶対僕は間違っていないと思うので、さらに、幾ら専門の職員、行政が頑張っても、結局、末端、住民のところでの支え合い、助け合いというのが組織されないと、動かないと、やっぱり何もならないですよ。

そのあたりも含めて、今回の計画づくりというのを、事あるごとに、やっぱり地域のほうにおろしていただきたい。どんな形にせよ、これから考えていただいて、そこは担当課のいろんな手法があるかと思うのですけれども、いかに住民の中に…。

だから、僕、3月の時にも言いましたよね。別に1年かからんでも、2年かかっても、3年かかってもいいと思っているんですよ。平成17年のやつが、今までになんてきておるんやし、まだ、つくっていない自治体、全国に幾らでもあるのですから。

だから、とにかく、こういう機会の中で、地域の中でどうなんですと。これからみんな頑張ってもらわなかったら、2025年になったら役場もお手上げなんですよみたいな、そんな話もできるぐらいが、ぜひこれをネタにして、この1年間、そういう話をやっていただきたいと思うのですけれども。ちょっと、ザクツとしたしゃべりで申しわけないんですけど、どう答えていいかわからないだろうと思うのですけれども。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） いやいや、わかりました。

石堂議員の言われること、趣旨、それは、私も非常に同感ですし、計画は、つくるのが目的じゃないんですね。

計画つくって、それがいかにこれが、計画が実際の現場で、きちっと機能して、それが住民の福祉につながっていつているかどうかと、この全ての計画がそうなのですけれども、ですから、今回も、この福祉計画、地域福祉計画をつくるという、先ほど申しましたように、もう既に、それぞれの分野では、細かく計画がつけられている。私は、これは、ある意味では、1つに、きちっと総合計画として、総合計画ですから、どうしたって総花的になりますよ。1つを抜くわけにいかないのですから。それを、全体を計画としてまとめていくという作業は、これは1つ計画をつくる以上、必要なのですけれども、そういうことなので、それはそれで必要、重要などころがあります。

だから、その中に、今までの計画と、それぞれの分野の連携ですね、その部分が漏れている部分は、きちっと連携ができるようにしていくというような、そのへんの作業なり検討は十分していかなくちゃいけないのですけれども、ただ、そのでき上がったものは、何のためにつくられるのか。

やっぱりそれは、先ほどから言われるように、これから、ちょうど私が75歳になる時ですよね。2025年。もうそうした団塊の世代、私たちが後期高齢者に入っていく。そういう中で、いかに地域福祉をしっかりと維持できるか。これのことについて、今から町民の方にしっかりと認識をしていただかなきゃいけない。こういう問題ですよということ。

このことは、いろんなところでは、今までも話はしてきておりますけれども、そうした計画は、このためにこういう計画をつくった。ありますよと。その担い手というのは、やっぱり地域のスタッフ。行政もいろいろと今後計画的に施設を整備したり、いろんな制度を活用したりしてやっていきますけれども、それだけではもう、これは崩壊してしまう可能性がある。

だから、地域の住民、皆さん一人一人が担い手になってもらわなくちゃいけませんよという話、このことは、やり方は、それは石堂議員言われるように、いろんな方法あると思います。

だから、私は、そういう問題、福祉だけじゃない、いろんな問題も含めてですけれども、やっぱり地域づくり協議会というのは、それが1つの大きな目的の中で活動していただいているという認識を持っておりますので、そこには、各集落から、その団体からみんな入って来ていただいて、活動母体として活動していただいているのですから、そういうふうに、ある意味では、一人一人のところまで伝わっていく活動にはなるのではないかなと思いますし、そういう思いというのは、私も十分、石堂議員と協議をしておりますので。また、よろしくお願ひしたいと思います。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） 終わればいいのですが、もう少し…。

[「まだ」と呼ぶ者あり]

6番（石堂 基君） 今、まだって言うたな。

2025年、本当にマスコミであるとか、新聞であるとか、今日も一般質問の中で出てきましたけれども、2025年。

町長が、私が 75 歳になる時やと言われましたけれども、なる人はいいと思うのです。僕は。いや、本当に。

その時に、やっぱりそれを支える世代ですよ。そこに、どれだけ負担を残すか、残さないか。それが今、かかっている。

これは、2025 年が、一応は、いわゆる団塊の世代が 75 歳に到達するということで言われていますけれども、やっぱり高齢者ピークっていうのは、それから 20 年後、2045 年とかにやってきますよね。

それも考えてもそうですけれども、結局、今の、例えば、今日出ている介護保険で言えば、現在の介護保険、佐用町で言っても、なかなかピンとこないと思うので大きな数字で国全体で、今、10 兆円ですよ。これが 2025 年になったら、これ 22 兆円と言われていきますよね。介護保険は倍。ほぼ倍ですね。

それから、医療費に関したら、今現在が 45 兆円。これが約 1.5 倍ぐらいで 62 兆円ぐらいと言われているのですよね。

それで、今日もほかの方の議員の方の一般質問のやり取りで、例えば、国民健康保険、介護保険制度が、ある程度制度改正になっていって、当面の間は、国が大きな交付金を出してくれるかもわからないみたいな答弁がありましたよね。そんなものは、僕は長くは続かないと思います。

結局、広域にして、県単にすることによって当面の間、1、2 年ぐらい各自治体の負担は少なくなるかもわかりませんが、必ずや、そのしっぺ返し、しっぺ返しとは言いませんけれども、結局、それが狙いで、この制度改正、国保にしても、介護保険にしてもやるわけですから、何が言われてくるかと言ったら、結局、今現在、ごくごく普通にやっている介護給付であるとか、医療給付、これの制約が、必ず各自治体に来ると思うのですよ。

君のそこ、ちょっと使いすぎ違う。介護保険、甘い認定しすぎ違う。そうなった時に、誰が一番困るか。結局、住民ですよ。

そんな、大きな大きなこの話はいいのですけれども、のために、だから、介護予防、医療予防、予防医療が大事なんです。のために、地域でのケアシステムの構築というのが、僕は、一番大事だと思っているのです。

それで、もう少しだけおつき合ください。

ちょうど、今年で 2 年目になります。ある自治会で高年クラブが廃止になりました。ふれあい喫茶というのは、他の自治会と同じように、年に 3 回か 4 回実施をされていました。高年クラブがないことに、ふと気がついた福祉委員の方が、私が、こんなやってみようと思うんやということで、月に 1 回か 2 回か、在宅でいらっしゃる高齢者夫婦、ひとり暮らしの方に声をかけて、それで、昔の言うところの婦人会の OB みたいな、まだ車を動かせるよという友達に声をかけて、送迎もちょっとしたり、迎えに行ったり、送って行ったりして、集会所に、そういう人らを集めてカラオケをやったり、茶話会やったり、ゲームやったり、やっています。それで 1 年間続きました。

その 1 年間の流れの中で、いろいろ話が出てくるのです。何か言ったら、安否確認。僕らから見たら安否確認です。その本人たちからしたら、やっぱりお互い、若い人は高齢者の方の見守りができているし、僕らから見たら、見守りができているんやな。安否確認できているんやな。

それで、さらに 1 年近づくようになって、じゃあせつかく、こうやって寄っているんやから、高齢者の方も、ゲームとかも間に入れるけども、じゃあもっと出てきてもらうのってということで、今度、いきいき百歳体操、課のほうにお願いしてやり始めました。

これって、ねっ、なかなかいい、これだけ保健師が入って来たら、もうそこで 1 つ地域

ケアシステムというのができるんですよ。自治会の中で。

当然、保健師を入れて、相談が必要な方があれば、保健師入れて、そこでケア会議やって、サービスが必要な施設であるとか、社協であるとかというところにつないでもらう。こういう形が、僕、理想かなと持っているんです。

現に、今現在も、そうした形での介護予防、医療予防というのが、1つはできている。いつまで続くかわかりませんが、何かのきっかけだと思うのですよね。

それで、各自治会には、自治会共通じゃないですけども、民生委員の方もいらっしゃいますし、福祉委員の方もいらっしゃいます。

だから、そういう方々だけじゃなしに、また、そういうなのを経験した女性の方もいらっしゃいますし、当然のことながら、いろんな運動が教えられる男性の方もいらっしゃいますので、だから、そういうふうな場、情報提供することによって、こんな場ができますよ。やりませんかという声かけ1つのところもあるのかなというふうに感じている今日このごろなのです。

まあ、そういうふうな例もありますので、そういうふうな例もありまのでと言いながら、これがもしかしたら、これがずっと続くようであれば、ある意味、これが地域福祉なのかなというふうに、今現在感じている。経過を見ながら、また、おいおいの一般質問で報告もさせていただきますけれども、それがために、町内全域の中で、そういうふうな機会が少しでも増えるように、今回の地域福祉計画づくりというものを生かしていただきたいというふうに思います。

私の一般質問、議長、終わります。ありがとうございました。

議長（岡本安夫君） 石堂 基君の発言は終わりました。

これで通告による一般質問は終了しました。

以上もちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日6月10日及び11日の2日間、本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、6月12日、月曜日、午前9時30分より再開します。

それでは、本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後03時12分 散会
